

第4期横浜市子ども・子育て会議 第4回保育・教育部会

第32期横浜市児童福祉審議会 第3回保育部会 合同会議

日時：平成31年6月25日（火）18:10～

場所：マツ・ムラホール

議事次第

1 開会

2 議事＜公開案件＞

【児童福祉審議会】

- (1) 「朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例」に関する条例改正について

【子ども・子育て会議】

- (2) 「朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例」に関する条例改正について
- (3) 平成30年度横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について
- (4) 次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「確保方策」（案）について

3 議事＜非公開案件＞

【児童福祉審議会】

- (5) 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について
- (6) 横浜保育室認可保育所移行支援事業に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について
- (7) 法人の自主財源による整備に伴う保育所の認可について
- (8) 新市庁舎における小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について
- (9) 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について
- (10) 法人の自主財源による整備に伴う小規模保育事業の認可について

4 その他

5 閉会

〔配付資料〕

- 資料1 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、横浜市児童福祉審議会保育部会 委員名簿
- 資料2 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、児童福祉審議会保育部会 事務局名簿
- 資料3 横浜市子ども・子育て会議条例、横浜市子ども・子育て会議運営要綱
- 資料4 横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱
- 資料5 「朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例」に関する条例改正について
- 資料6 平成30年度横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について
- 資料7 次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「確保方策」(案)について
- 資料8 平成31年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について

**第 4 期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会**  
**第 32 期横浜市児童福祉審議会 保育部会**  
**委員名簿**

【敬称略 50 音順】

&lt; 第 4 期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会 &gt;

◎：部会長 ○：職務代理者

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	横浜市 P T A 連絡協議会 副会長	飯塚 昇	臨時委員
2	大妻女子大学 家政学部児童学科 准教授	石井 章仁	臨時委員
3	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長	大庭 良治	
4	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
5	國學院大学人間開発学部子ども支援学科 教授	神長 美津子	
6	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	木元 茂	
7	よこはま一人子育てフォーラム 世話人代表	天明 美穂	臨時委員
8	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センター横浜相談センター長	新堀 由美子	臨時委員
9	東京成徳短期大学幼児教育科 教授	松本 純子	臨時委員
10	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	森 佳代子	臨時委員

&lt; 第 32 期横浜市児童福祉審議会 保育部会 &gt;

◎：部会長 ○：副部会長

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	横浜市 P T A 連絡協議会 副会長	飯塚 昇	臨時委員
2	大妻女子大学 家政学部児童学科 准教授	石井 章仁	
3	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長	大庭 良治	
4	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
5	國學院大学人間開発学部子ども支援学科 教授	神長 美津子	
6	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	木元 茂	臨時委員
7	よこはま一人子育てフォーラム 世話人代表	天明 美穂	
8	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センター横浜相談センター長	新堀 由美子	
9	東京成徳短期大学幼児教育科 教授	松本 純子	臨時委員
10	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	森 佳代子	



横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会  
 児童福祉審議会 保育部会事務局名簿

## こども青少年局

区分	所 属	氏 名
部長	子育て支援部長	吉川 直友
	保育対策等担当部長	金高 隆一
課長	企画調整課長	谷口 千尋
	子育て支援課長	田口 香苗
	保育・教育運営課長	小田 繁治
	保育・教育運営課 運営指導等担当課長	柿沼 千尋
	保育・教育運営課 給付・支給認定担当課長	河合 太一
	保育・教育運営課 幼児教育・保育無償化担当課長	古石 正史
	保育・教育人材課長	甘粕 亜矢
	保育対策課長	片山 久也
	保育対策課 担当課長	齋藤 亜希
	保育対策課 担当課長	佐藤やよい
	こども施設整備課長	白井 正和
	係長	企画調整課 企画調整係長
企画調整課 担当係長		田邊 保
子育て支援課 子育て支援係長		前川 周
子育て支援課 幼児教育係長		眞子 里織
保育・教育運営課 運営調整係長		大槻 彰良
保育・教育運営課 運営指導係長		大熊 祐輔
保育・教育運営課 指導等担当係長		荒木 康太
保育・教育人材課 担当係長		宮本 里香
保育対策課 担当係長		佐藤 洋平
こども施設整備課 担当係長		宮野 太志
こども施設整備課 整備等担当係長		金澤 敬
こども施設整備課 整備等担当係長		櫻井 寛大
こども施設整備課 整備等担当係長		手代森 悟
こども施設整備課 整備等担当係長		花田 香織
こども施設整備課 整備等担当係長		渡辺 貴士
こども施設整備課 整備等担当係長	古川 博一	



横浜市子ども・子育て会議条例

制 定 平成 25 年 3 月 27 日 条例第 18 号

横浜市子ども・子育て会議条例をここに公布する。

横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。



## 横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第1019号（局長決裁）  
最近改正 平成 30 年 8 月 1 日 こ企第142号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第2条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (6) 幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、子育て会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

## 横浜市児童福祉審議会条例

〔平成12年 2月25日〕  
〔 条 例 第 5 号 〕

横浜市児童福祉審議会条例をここに公布する。  
横浜市児童福祉審議会条例

(趣旨等)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の26第3項の規定に基づき本市に設置する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）とする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成12年10月31日までとする。

附 則（平成17年12月条例第117号）抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成18年2月規則第9号により同年4月1日から施行)

## 横浜市児童福祉審議会運営要綱

最近改正：平成 28 年 11 月 1 日 こ企第 298 号（局長決裁）

### （総則）

第 1 条 横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項は、児童福祉法（昭和 22 年 12 月法律第 164 号）、同法施行令（昭和 23 年 3 月政令第 74 号）及び横浜市児童福祉審議会条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 5 号）その他の法令等に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （組織）

第 2 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 審議会に委員の互選による委員長及び副委員長各 1 人を置く。

### （臨時委員）

第 3 条 特別な事項を調査、審議するため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、総会の議決に加わることができない。

3 臨時委員は、当該特別事項の調査、審議が終了したときは解嘱されるものとする。また、委員の任期が満了したときも同様とする。

### （部会）

第 4 条 審議会に、次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調 査 審 議 事 項
里親部会	1 里親の認定及び取消に関する事。 (第 8 項第 1 号関係) 2 その他、里親等に関する事。
保育部会	1 家庭的保育事業等の認可に関する事 (第 8 項第 6 号関係) 2 保育所の設置認可に関する事 (第 8 項第 7 号関係) 3 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事 (第 8 項第 8 号関係) 4 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業等 (以下、「保育・教育施設等」という。) における重大事故の検証に関する事 (第 8 項第 12 号関係) 5 その他、保育に関する事。(他の附属機関が所掌するものを除く)
児童部会	1 児童福祉施設 (他の部会で所管するものを除く。) の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (第 8 項第 10 号関係) 2 児童の施設入所等の措置の決定及びその解除等に関する事。(第 8 項第 2 号関係) 3 児童の一時保護に関する事。(第 8 項第 3 号関係)

	<p>4 児童虐待等の調査に関する事(第8項第13号関係)</p> <p>5 児童虐待による重篤事例等の検証に関する事(第8項第14号関係)</p> <p>6 児童相談所一時保護所の外部評価に関する事(第8項第15号関係)</p> <p>7 その他、児童の処遇に関する事。</p>
障害児部会	<p>1 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (第8項第9号関係)</p> <p>2 その他、障害児の福祉に関する事。</p>
放課後部会	<p>1 放課後児童健全育成事業者への行政指導及び行政処分に関する事</p> <p>2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する事 (第8項第11号関係)</p>
専門部会	<p>上記以外で、児童福祉法第8条第1項に定められた調査審議事項等 (第8項第4号及び第5号関係)</p>

- 2 部会は、審議会の委員及び臨時委員若干人をもって組織する。
- 3 部会に所属すべき委員は、委員長が審議会にはかって指名する。
- 4 部会に、委員の互選による部会長及び副部会長各1人を置く。ただし、委員長が臨時委員をもって部会長または副部会長に充てることが適当であると認めるときは、その部会に属する委員の同意を得て、臨時委員を部会長または副部会長とすることができる。
- 5 部会長は、会務を総理する。部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 7 部会における議事の定足数及び議決については、横浜市児童福祉審議会条例第4条の規定を適用する。
- 8 部会における次の事項の決定は、審議会の決定とみなす。ただし、次回の審議会に報告しなければならない。
  - (1) 児童福祉法施行令第29条、横浜市里親家庭養育運営要綱(昭和61年6月制定)第9条第1項及び第10条第2項に規定する事項
  - (2) 児童福祉法第27条第6項及び同施行令第32条第1項に規定する事項
  - (3) 児童福祉法第33条第5項に規定する事項
  - (4) 児童福祉法第8条第7項に規定する事項
  - (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年7月政令第224号)第13条に規定する事項
  - (6) 家庭的保育事業等の認可に関する事(児童福祉法第34条の15第4項関係)
  - (7) 保育所の設置認可に関する事(児童福祉法第35条第6項関係)
  - (8) 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事(児童福祉法第8条第2項関係)
  - (9) 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (児童福祉法第8条第2項関係)
  - (10) 児童福祉施設(第4条第8項第8号、第9号に規定するものを除く)の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (児童福祉法第8条第2項関係)

- (11) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 49 号）第 4 条第 1 項に規定する事項
- (12) 教育・保育施設等における重大事故の検証に関すること
- (13) 児童虐待等の調査に関すること
- (14) 児童虐待による重篤事例等の検証に関すること（児童虐待の防止等に関する法律第 4 条第 1 項関係）
- (15) 児童相談所一時保護所の外部評価に関すること

- 9 正・副委員長は、部会に出席し意見を述べることができる。
- 10 部会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条及び横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成 12 年 6 月制定）第 4 条の規定に基づき、里親、保育、児童及び障害児等に関する非開示情報を取り扱う場合には、非公開とする。
- 11 部会には、専門的な検証、評価等を行うために、下部組織を設置することができる。

（委員長又は部会長の専決事項）

- 第 5 条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、審議会又は部会を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の審議会に報告しなければならない。
- 2 第 1 項の規定は、第 4 条第 8 項について、部会長に準用する。

（会議の傍聴手続等）

- 第 6 条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。
- 2 傍聴定員は、先着順で 10 人とする。
  - 3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。
  - 4 傍聴人は、静粛を旨とし、議長の指示に従わなければならない。また、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

（守秘義務）

- 第 7 条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

（庶務）

- 第 8 条 審議会の庶務は、こども青少年局総務部において処理する。ただし、里親部会、児童部会及び障害児部会の庶務は、こども福祉保健部において処理し、保育部会の庶務は、子育て支援部において処理し、放課後部会の庶務は、青少年部において処理する。

（委任）

- 第 9 条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が審議会にはかって定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和 56 年 7 月 1 日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 横浜市児童福祉審議会運営要綱（昭和 31 年 11 月 1 日制定）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行し、改正後の規定は昭和 57 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 8 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 10 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 12 月 21 日から施行し、平成 18 年 12 月 1 日より適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。



## 「朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例」 に関する条例改正について

昨今の保育現場の状況や保育士不足を理由とした定員割れ園の増加等に対応し、保育士の確保・定着につなげるため、国が認めている「朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例」について、本市において実施できるよう「横浜市児童福祉施設 の設備及び運営の基準に関する条例」他 3 条例の一部改正を検討しています。

### 1 検討の背景

#### (1) 保育現場の状況

ア 30 年度のコンサルタント派遣事業で園の相談を受けた中で、現場では、過度な繁忙や残業等により、保育現場に余裕がなく、保育士の離職を招いている傾向が見られました。

イ 30 年度に行った保育士意識調査では、保育士として働く際には、総じて「給与」「時間」「職場環境」が重視されています。その中で、勤務先を決めるときには「給与」が優位となっていますが、勤務を続けていくうえで、あるいは転職・退職のきっかけにおいて、「職場環境」がより優位となっていることが明らかとなりました。

#### (2) 保育士不足を理由に、定員まで受け入れずに受入児童数を抑制した園の増加

平成 31 年 4 月 1 日現在の保育所等利用待機児童数を発表するにあたり、定員割れしている 388 園に対して、定員割れの理由について調査をしました。

その結果、一番多かった理由は「入所希望者が少なかったため」(233 園)ですが、保育士不足を定員割れの理由の一つとして回答した園が 62 園あり、その数は、年々増加しています (H28:24 園、H29:28 園、H30:49 園)。

職場の繁忙を軽減することで保育士の負担軽減を行い、退職を防止し、定着の向上を図ることが必要です。

### 2 朝夕など児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例

#### (1) 特例の概要

「子どもの数に関わらず保育士等(※1)を最低 2 人配置する」という職員の配置基準について、特例により、①各年齢で定める職員配置基準により算定される必要な職員数が 2 人を下回っている時間帯に限り、保育士等のうち 1 人を保育士資格や幼稚園教諭免許を有しない者(※2)とすることができるようにします。

※1 認可保育所及び小規模保育事業所 A 型は保育士、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園は保育士又は幼稚園教諭

※2 子育て支援員研修(地域型保育コース)を修了した者、②保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者、家庭的保育者

#### 【下線部①②に対する本市の対応の考え方(案)】

- ① 各年齢で定める職員配置基準により算定される必要な職員数が 2 人を下回っている平日や土曜日の日中の時間帯を含む(主として朝・夕を想定)
- ② 特例を適用する施設で、常勤(月 160 時間以上勤務)換算で保育業務に 1 年以上(=1,920 時間以上)従事した経験がある者

## (2) 対象施設

認可保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園  
小規模保育事業所A型

## (3) 改正を行う条例

- ア 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例【保育所】
- イ 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例【小規模保育事業A型】
- ウ 横浜市認定こども園の要件を定める条例【幼保連携型以外の認定こども園】
- エ 横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例【幼保連携型認定こども園】

## 3 特例実施にあたっての本市の考え方

施設にとって日中のローテーションが組みやすくなることや、保育士にとって超過勤務の減少など負担軽減を図る ことにより、保育士の確保・定着や保育士が働きやすい環境づくりにつながる ことが期待できます。本市として、子育て支援員研修の受講の機会を確保（※）し、受講を推奨するなど、保育士資格や幼稚園教諭免許を有しない者について、必要な知識や技術を身につけられるよう十分に配慮しながら、本特例を実施したいと考えています。

※神奈川県が実施する研修に加え、本市として独自に研修を実施する予定です。

## 4 今後のスケジュール（予定）

- 6月25日 子ども・子育て会議保育・教育部会、児童福祉審議会保育部会意見聴取
- 6月27日 市民意見募集開始（～7月16日）
- 8月中旬 市民意見募集結果の公表
- 9月上旬 第3回市会定例会へ条例の一部改正の議案提出
- 10月 特例の適用開始

## 5 児童福祉審議会及び子ども・子育て会議での審議について

保育所及び家庭的保育事業等の認可にあたっては児童福祉審議会保育部会、幼保連携型認定こども園の認可及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定にあたっては、子ども・子育て会議保育・教育部会の審議事項となっており、職員配置基準は認可・認定の際に確認する項目であるため、今回、ご審議いただくものです。

本来であれば、部会での議論を踏まえ、児童福祉審議会及び子ども・子育て会議の総会で意見を取りまとめていただくこととなりますが、両会議の総会については、市民意見募集後に開催予定であるため、横浜市児童福祉審議会運営要綱第5条及び横浜市子ども・子育て会議運営要綱第3条に基づき、委員長専決により決定する予定です。

### 【横浜市児童福祉審議会運営要綱】

第5条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、審議会又は部会を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の審議会に報告しなければならない。

### 【横浜市子ども・子育て会議運営要綱】

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

## 【参考 1】特例を適用する場合の例

●今回の特例は、条例上の基準において、各年齢で定める職員配置基準により算定される必要な職員数が2人を下回っている時間帯に限り、対象となります。

### 例 1 特例の適用が認められる場合

必要な職員数は1.4人を四捨五入して、1人となり、特例実施後は、2人のうち1人は保育士資格を有しない者（子育て支援員研修修了者等）でも配置可能となります。

年齢	子どもの数	条例上の配置基準 (保育士1人あたり)	必要な保育士数
0歳児	2	3	0.6
1歳児	2	6	0.3
2歳児	2	6	0.3
3歳児	2	20	0.1
4・5歳児	4	30	0.1
	12		1.4

### 例 2 特例の適用が認められない場合

必要な職員数は1.5人を四捨五入して、2人となり、この場合は、特例実施後でも、保育士2人の配置が必要となります。

年齢	子どもの数	条例上の配置基準 (保育士1人あたり)	必要な保育士数
0歳児	2	3	0.6
1歳児	2	6	0.3
2歳児	2	6	0.3
3歳児	3	20	0.1
4・5歳児	6	30	0.2
	15		1.5

## ●横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

第 44 条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、2人を下ることはできない。

※実際の職員配置基準については条例上の配置基準に加え、要綱により上乘せした市の独自基準を設けています。

## 【参考 2】他都市の状況

千葉市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、福岡市、広島市（31年2月時点）



## 平成30年度 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について

### 1 子ども・子育て会議における点検・評価の実施について

横浜市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成27～令和元年度）を着実に推進していくため、子ども・子育て会議において、各施策・主な事業等の実施状況について、毎年度、点検・評価を行います。

### 2 点検・評価の実施方法

点検・評価にあたっては、実績数値の評価に加えて、数値だけでは把握できない部分について、施策を推進する過程の評価や必要に応じて市民ニーズの把握等を行うこととし、次の視点から点検・評価を行います。

#### （1）進捗状況及び有効性に関する段階評価

○進捗状況：各施策における指標、主な事業・取組について、目標値に対する進捗状況を4段階で評価します。

A：計画以上に進んでいる。	B：計画どおりに進んでいる。
C：計画より若干遅れている。	D：計画より大幅に遅れている。

○有効性：各施策の主な事業・取組について、利用者、実施事業者からの意見・評価を踏まえ、当該事業・取組が市民生活等の向上にどの程度貢献したかを4段階で評価します。

A：市民生活等を向上させることができ、利用者、実施事業者からの評価も高い。
B：市民生活等を向上させることができた。
C：市民生活等を向上させることができたとは言えない。
D：市民生活等を向上させることができず、利用者、実施事業者からの評価も低い。

※有効性の評価にあたり、利用者や実施事業者へアンケートやヒアリング等を行っています。

#### （2）今後の展開の評価

○施策ごとに計画推進に向けた課題や、新たな行政課題への対応を検討し、これらを踏まえ、主な事業・取組の今後の展開（推進、見直し、休止・廃止）を評価します。

### 3 点検・評価の実施予定

各部会において、所掌する各施策・主な事業等に関する点検・評価を行います。また、総会においてとりまとめを行った後、本市ホームページ等で結果を公表します。

各部会	所掌する基本施策
子育て部会	基本施策1及び3の一部、基本施策5～9
保育・教育部会	基本施策1及び3の一部
放課後部会	基本施策1及び2の一部
青少年部会	基本施策2の一部及び4

<参考>各部会の所掌事業について（平成28年11月～）

第4章 施策体系と事業・取組		子育て部会	保育・教育部会	放課後部会	青少年部会
基本施策①	乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援	○ ※1	○ ※2	○ ※3	
基本施策②	学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進			○ ※4	○ ※5
基本施策③	障害児への支援	○ ※6	○ ※7		
基本施策④	若者の自立支援の充実				○
基本施策⑤	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実	○			
基本施策⑥	地域における子育て支援の充実	○			
基本施策⑦	ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止	○			
基本施策⑧	児童虐待防止と社会的養護体制の充実	○			
基本施策⑨	ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にすまちづくりの推進	○			

第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する 5年間の量の見込み、確保方策		子育て部会	保育・教育部会	放課後部会	青少年部会
保育・教育に関する施設・事業(保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)			○		
妊婦に対して健康診査を実施する事業		○			
乳幼児家庭全戸訪問事業		○			
子育て短期支援事業		○			
養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業		○			
病児保育事業		○			
利用者支援に関する事業		○ ※8	○ ※9		
時間外保育事業			○		
放課後児童健全育成事業				○	
地域子育て支援拠点事業		○			
一時預かり事業 子育て援助活動支援事業		○ ※10	○ ※11		

- ※1 病児保育
- ※2 保育・教育全般
- ※3 放課後施策
- ※4 放課後施策、プレイパーク
- ※5 放課後施策、プレイパークを除く
- ※6 障害児施策全般
- ※7 障害児保育・教育
- ※8 全体調整+地域子育て支援拠点
- ※9 保育・教育コンサルジュ
- ※10 乳幼児一時預かり、子育てサポートシステム等
- ※11 一時保育、幼稚園預かり保育等

## 【平成30年度】横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価（案）

### 【基本施策①】乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

#### ■これまでの主な取組

- 増加する保育ニーズに対応するため、既存施設を最大限活用するとともに、保育所の整備や新たに幼稚園における2歳児の受入れを推進するモデル事業を実施すること等により、受入枠を2,818人分拡大しました。また、経験年数7年以上の全ての保育士等の処遇改善に向けた本市独自助成の実施や、保育士宿泊借上げ支援事業の拡充等により、保育士確保の取組を強化しました。
- 保育者等の専門性を高め、保育の質の向上を図るため、市内の保育・教育施設等に勤務する職員を対象として、外部有識者等の講師による研修を実施しました。また、新設の保育所等に園内研修・研究サポーターの派遣を行うなど、園内研修・研究の取組を支援しました。乳幼児期の保育・教育と小学校教育の円滑な接続に向け、平成30年3月に発行した横浜版接続期カリキュラム改訂版のより一層の理解と活用を図るとともに、接続期カリキュラムに基づく研修や区教育交流事業等を実施しました。
- 多様な保育ニーズに対応するため、一時保育、休日保育、病児・病後児保育などの特別保育事業を実施するとともに、理由を問わず利用できる乳幼児一時預かりについて、新たに2つの事業者を選定しました。

#### ■取組による成果

- 保育所等利用申請者数が過去最大の69,708人となる中、31年4月1日時点の保育所等利用待機児童数は46人となりました。
- 園内研修・研究サポーター派遣などにより、各保育所等での園内研修・研究の取組実績につながり、人材育成や課題解決が促進されました。また、幼保小連携を推進することで学びや育ちの連続性を保障する取組が充実し、保育所や幼稚園、認定こども園等で培った力が小学校でも発揮できる環境づくりにつながっています。
- 通常の保育では対応できない多様な保育ニーズに対する子育て支援として特別保育事業を実施することで、保護者の育児不安や負担を軽減することに寄与しています。

#### ■今後の取組の方向性（計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など）

- 待機児童解消に向け、幼稚園における2歳児の受入れ実施園の拡大や、保育所における定員構成の見直しなどの既存資源の活用を図るとともに、保育ニーズが高いエリアを重点的に保育所等の整備等を進め、受入枠を確保します。また、厳しさを増している保育士等の確保に向け、採用・定着に係る取組の継続、充実を図ります。さらに、保育・教育コンシェルジュが一人ひとりのニーズを丁寧に聞き取り、その方に合ったサービスを案内することで、一人でも多くの方が適切な保育サービスを利用できるよう取り組みます。
- 保育の質の維持・向上を図るため、横浜で育てたい子ども像と保育・教育の方向性を示す「横浜こども指針（仮称）」を策定します。また、各園で中心となって効果的な園内研修を企画・実施する人材を養成するための講座を引き続き開催するほか、園内研修の実施が更に進むよう施設長向けの講座も新たに実施するなど、園内研修・研究の推進に取り組みます。さらに、新たに接続期カリキュラム研究推進地区事業を実施し、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する研究を推進します。
- 一時保育、休日保育、病児・病後児保育などの特別保育事業について、引き続き、各家庭のニーズに応じた保育を提供するとともに、事業の充実に向け、保育所等での一時保育の実施状況の調査や24時間型緊急一時保育、病児保育の実施施設の確保に取り組みます。

<指標>				<30年度の振り返り>			
No.	施策	指標	計画策定時	【31年度末の目標】	31年3月末時点	進捗状況	所管課
1	1	保育所待機児童数	20人 (26年4月)	0人 (32年4月)	46人 (31年4月1日時点)	C	保育対策課
2	1	保育所・幼稚園・認定こども園と小学校との円滑な接続のためのカリキュラムの実施率	47.1% (25年度)	78.6%	66.6%	C	保育・教育人材課
3	1	放課後19時までの居場所づくり ①放課後キッズクラブの整備率 ②必要な分割・移転を終えた放課後児童クラブの割合	①26.0% ②8.0% (25年度)	①100% (全校) ②100% (分割・移転を終えた全クラブ)	①86.2% ②54.5%	B	放課後児童育成課

<主な事業・取組>						<30年度の振り返り>										
No.	施策	確保方策	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末の目標】	【直近の状況】		進捗状況	30年度の取組	30年度予算額 (千円)	30年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
							H30 目標値	31年3月末時点								
1	1	☆	保育・教育基盤整備事業	①利用定員(1号) ②利用定員(2、3号)	①54,818人 (25年度実員ベース) ②60,003人 (26年4月)	①49,834人 ②74,693人	①49,834人 ②74,693人	①学校基本調査の結果待ち 参考:53,302人(30年4月) ②75,575人(31年4月)	B	<受入枠拡大の取組>認可保育所整備:1,774人、横浜保育所の認可移行支援:149人、認定こども園:508人、小規模保育整備事業:286人、家庭的保育事業:6人、横浜保育室から小規模保育事業への移行による減:▲151人、私立幼稚園預かり保育の拡充:88人、企業主導型保育事業:158人、合計2,818人	6,952,972千円		B	保育所を整備することに加え、保育・教育の「質」の確保にも取り組んでほしいという意見が出ている。保育所整備の結果、利用することができた方から感謝の声が寄せられる一方で、利用できなかった方からは保育所整備を進めてほしい旨の要望が寄せられた。	推進	子育て支援課 保育対策課
2	1	☆	保育コンシェルジュ事業	実施箇所数	18か所 (25年度)	18か所	18か所	18か所	B	平成29年10月に5名を増員し、計38名配置している。区役所での窓口相談に加え、関連施設に出向いた情報収集、連携や出張相談などの取組を行った。	131,645千円		A	様々な預け先について寄り添って相談に乗ってもらい、一番適している預け先を選べたという声が届いている。また、国からの通知でもコンシェルジュの取組の必要性が認められた。	推進	保育対策課
3	1		保育・幼児教育研修・交流等事業	①保育所職員等研修参加者数(各区連携研修含む) ②私立保育園園長会研修参加者延べ人数 ③白峰学園保育センター研修参加者延べ人数 ④幼稚園における研究・研修への教職員参加者延べ人数	①27,235人 ②2,744人 ③1,722人 ④22,716人 (25年度)	①32,500人 ②3,000人 ③1,722人 ④23,000人	-	①27,369人 ②1,450人 ③延べ6,767人(年間) ④21,406人	B	①市立保育所、民間保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、横浜保育室、認可外保育施設の職員等を対象とした研修を実施した。 ②横浜市私立保育園園長会が主催する研修を補助した。 ③白峰学園保育センターが実施する研修を補助した。 ※平成28年度から事業開始した園内研修・研究サポーター7人を新設園等79園に派遣した。 ④公益社団法人横浜市幼稚園協会が実施する幼稚園・認定こども園教職員の研究・研修事業について、補助を実施した。	①115,294千円の一部 ②3,200千円 ③5,276千円 ④36,000千円		B	①多くの研修参加者から「新しい保育所保育指針・幼稚園教育要領等の意義がわかった」「グループ討議で、保育を語り合うことの重要性を知った」との声が聞かれ保育実践につながっている。 ②③多くの職員が参加したことにより、外部研修で得た専門知識を保育に活かすとともに、園内での情報共有の場としての園内研修の実施につながっている。 ※多くの園で園内研修の実施につながった。 ④研究・研修が充実し、園長や幼稚園教諭等の指導力向上につながっている。	推進	保育・教育人材課 子育て支援課



No.	施策 確保 方策	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末 の目標】	H30 目標値	31年3月末時点	進捗状況	30年度の取組	30年度予算額 (千円)	30年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
4	1	乳児期・幼児期・小学校の連携・接続に関する研修・研究事業	育ちと学びをつなぐ～横浜版接続期カリキュラム～	-	カリキュラム改訂(28年度)	-	-	B	・接続期カリキュラムに基づく研修(接続期研修会、スタートカリキュラム研修会、アプローチャカリキュラム研修会、幼保小連携フォーラム)や区教育交流事業、推進地区事業等を実施し、円滑な接続が図れるようにした。 ・平成30年3月に発行した『横浜版接続期カリキュラム改訂版』のより一層の理解と普及のため、平成31年3月に、「横浜版接続期カリキュラム実践事例集第6集」を発行し、市内各幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、特別支援学校に配付した。 ・保護者向けリーフレット「安心して入学を迎えるために」を改訂・発行し、保護者の不安の解消に努めた。 ・「安心して入学を迎えるために」の多言語版(7か国語)を作成・公開し、外国につながる保護者の不安の解消に努めた。	115,294千円の一部		A	・接続期カリキュラム改訂版の周知と事例集が活用され、保育・教育の現場でアプローチャカリキュラムやスタートカリキュラムへの理解が進んだことで、先進的な取組を行っている園や小学校も増えてきている。 ・区教育交流事業や推進地区事業を展開した結果、幼保小の職員連携が進み、顔の見える関係が構築され、子どもたちや保護者の安心につながっている。(平成30年度区教育交流事業活動報告、推進地区事業活動報告)	推進	保育・教育人材課
5	1	★ 幼稚園での預かり保育	利用者数(年間)	1,025,333人(25年度)	1,628,219人	1,332,046人	(仮)1,542,023人 ※県による一時預かりについては人数が確定していないためH29年度数値で計算。	A	・保護者の就労等により保育を必要とする園児を対象とする長時間の預かり保育については、30年度は新たに1園を認定した。平成31年3月末時点では、市内の幼稚園、認定こども園280園中、187園で実施している。 ・保護者の急な用事やリフレッシュ等の一時的な保育ニーズに対応するため、71園で一時預かり保育を実施している。 ・幼稚園協会と連携し、保育の質の向上のため、研修会を年3回開催し、延べ217名が参加した。	【預かり保育事業】 2,798,237千円 【一時預かり事業】 96,791千円		B	【利用者から】 ・利用条件がそれほど厳しくないで、短時間の仕事でも利用可能で助かっている。 ・振替休日や夏休みでも幼稚園で預かってもらえるのありがたい。 ・預かり保育のおかげで幼稚園に通うことを選択でき、助かっている。 【事業者から】 ・異年齢児の集団保育を行うことで、低年齢児を思いやるなどの心の成長がみられる。 ・教員の確保が難しい。特に夏休みは利用者が増加するため、職員配置が難しい。無償化に伴いさらに、利用者が増加すると見込まれ困っている。 ・シフトをローテーションで組んでいるので預かり保育専任の職員配置が難しい。	推進	子育て支援課
6	1	★ 保育所等での一時保育	延べ利用者数(年間)	159,389人(25年度)	410,687人	【民間(公設民営含む)・市立】 342,880人 【横浜保育室】 8,496人 合計351,376人	【民間(公設民営含む)】 124,271人 【市立】11,528人 【横浜保育室】3,828人 合計139,627人	D	・実施施設民間416か所、公設民営2か所、市立44か所、横浜保育室 50か所、計512か所で一時保育を実施した。 ・待機児童対策により、各施設において入所枠を拡大している。そのため、保育室の広さや保育士確保の面から、一時保育で活用できる枠を設けることが難しい状況となっており、実績が目標準を下回っている。 ・実態把握のためモデル区を設定して施設に対し実態調査を行った。令和元年度は実態調査を全区に広げ、利用実態を把握して利用者への案内に役立て利用可能枠を有効に使えるようにする。	【民間(公設民営含む)】 890,291千円 【市立】122,424千円 【横浜保育室】16,650千円		B	【事業者から】 ・多くの施設が、一時保育の受け入れ枠を固定枠として設けておらず、入所児童の状況により受け入れ枠数が変動するため、安定的に受け入れ枠を確保できていない状況がある。 ・毎日の利用ではない児童を受け入れることに対し、保育士確保の点で実施が難しい。 【利用者から】 ・保護者からは、希望の利用日に利用できないとのこと意見をいただいている。  引き続き就業形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育に対応するため推進していく必要がある。	推進	保育・教育運営課
7	1	★ 24時間型緊急一時保育	延べ利用者数(年間)	2,022人(25年度)	3,863人	3,684人	1,280人	C	・あおぞら保育園(神奈川区六角橋)、港南はるかぜ保育園(港南区日野)の2園で、夜間・宿泊も含め24時間、365日、緊急に保育を必要とする就学前児童に対し、一時保育を実施した。 ・保育士確保等が難しく、新規実施施設の調整が課題となっている。ニーズの高いことが見込まれるエリアの保育所と意見交換を行うなど実施施設確保に向けた取組を行う。	73,946千円		B	【事業者から】 ・すでに実施している施設では保育士確保できているが、24時間365日実施する本事業の性格上、保育士確保の点から事業の拡大が難しいという課題がある。  利用児童数は減少しているが、休日・夜間を含めた子育てのセーフティネットとして役割を果たしているため、利便性の向上のために実施施設の拡大が望まれる。	推進	保育・教育運営課
8	1	★ 休日保育	延べ利用者数(年間)	3,025人(25年度)	5,499人	5,344人	【休日一時保育】 2,230人 【休日保育】 3,408人 合計5,638人	B	日曜、祝日等の保育ニーズに対応するため、11か所(公設民営1か所・民営10か所)で休日保育を実施した。	【休日保育(給付対象)】 55,974千円 【休日一時保育】 35,133千円		B	【事業者から】 ・助成制度により、必要な保育士の確保ができています。児童の受け入れ枠に比較的余裕があり、保護者からは、必要な時に安心して預けることができると言われている。  引き続き休日の就業や保護者の傷病、冠婚葬祭に伴う保育に対応する必要がある。	推進	保育・教育運営課
9	1	★ 乳幼児一時預かり	延べ利用者数(年間)	67,804人(25年度)	95,366人	91,789人	88,124人	B	新規2事業者を選定し、平成31年4月に開所した。その結果、市内23か所において理由を問わずに利用できる一時預かりを実施している。	285,265千円		A	【利用者から】 ・社会復帰に迷いがあったが、安心して預けられる場所があることで今後の準備期間となりよかった。 ・ストレスなく育児ができていたので、沢山のママたちを知ってもらいたい。 ・予約がとりづらい、預かり場所をもっと増やしてほしい。 【事業者から】 ・安心してお子さんを預け、リフレッシュして、また子育てを頑張ってもらえたらと思う。 ・預け先がなく、病院にさえいくことのできなかつた保護者がこの施設を知り、預けることでストレスが消えていく様子は、この事業の効果であると思う。	推進	子育て支援課
10	1	★ 横浜子育てサポートシステム	延べ利用者数(年間)	45,799人(25年度)	62,636人	60,453人	59,401人	B	・子どもを「預かってほしい人」と「預かる人」が会員として登録し、条件の合う会員間の連絡・調整をサポートすることで、地域における子育て支援を推進した。 ・地域ケアプラザ等、地域子育て支援拠点以外において事業紹介や人会説明会を行い、会員増加や事業周知につながるよう取り組んだ。	193,399千円		B	【会員から】 ・事前打ち合わせで顔合わせすることにより安心して利用することができた。 ・利用することで、仕事優先の日、家庭優先の日などスケジュールを組み立てやすくなった。 【事業者から】 ・コーディネーターが事前打ち合わせに出席する等、丁寧な利用支援が行えている。 ・事業の広報・周知に努め、会員数は増加しているが、提供会員が利用会員に比べて少ない。また、提供会員の高齢化による退会がある。両方会員として登録する会員を増やすなどの取組が必要。	推進	子育て支援課



No.	施策	確保 方策	事業・取組名	目標	計画策定時	【31年度末 の目標】	H30 目標値	31年3月末時点	進捗状況	30年度の取組	30年度予算額 (千円)	30年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
11		1	障害のある子どもへの保育・教育の提供体制の整備	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	①障害のある子どもへの保育・教育の提供体制を確保するため、対象児童の加配区分に応じて、市立保育所については保育士加配、民間保育所等については保育士等を確保するための経費の助成を行った。 【参考】受入施設数 25年度 310 → 30年度 551 ②障害のある子どもへの理解と適切な保育環境を整備するため、横浜市リハビリテーション事業団に委託し、障害児保育の研修を実施した。保育者等の専門性の向上を図るとともに、障害理解と援助方法を学び、保育所等での受け入れ体制を整備している。 ③地域療育センターの職員が地域の保育所や地域訓練会等を訪問し、障害に関する相談や支援を行う巡回訪問事業を実施した。【参考】1,683回(30年度)	①【民間】3,442,119千円 【市立】991,824千円 ②1,000千円 ③-		B	①助成制度により、必要な保育士等の確保ができています。 ②各園で発達障害児が増加傾向にあり、保育者個人の専門性向上だけでなく、園全体でのスキルアップを図るための研修が必要。 ③保育所などの施設・機関は増加しているため、さらなる支援を求める声も大きい。巡回訪問を含め、地域療育センターに地域の中核機関としての役割強化が求められている。	推進	保育・教育運営課 保育・教育人材課 障害児福祉保健課
12		1	☆ 延長保育事業	利用者数(夕延長)	5,888人(月) (25年度)	22,643人(月)	19,037人(月)	【民間】4,991人(月) 【市立】1,078人(月)	C	認定区分を超えた時間帯に保育を必要とする子どもを対象とした延長保育を実施(公立:77施設、民間:926施設)	【民間】5,650,858千円 【市立】 23,074千円		B	・延長保育を行う施設等は増加し、受け入れ態勢は拡大しているため、必要な子供へのサービスは提供できている。 ・多様な就業形態等へ対応するため、今後も実施が必要	推進	保育・教育運営課
13		1	☆ 病児保育事業、病後児保育事業	①病児保育実施か所数 ②病後児保育実施か所数	①17か所 ②4か所 (27年2月)	①27か所 ②4か所	①25か所 ②4か所	①22か所 ②4か所	C	病児保育事業を15区・22か所で実施し、14,946名の利用があった。また、病後児保育事業を4区・4か所で実施し、1499名の利用があった。 病児保育事業の拡大に向け、市医師会、市病院協会に病児保育事業の新規募集について周知したが、30年度は応募施設がなく、新たに実施施設を増やすことができなかった。 今後の事業実施の課題認識と情報共有のため、病児保育を実施する医療機関との意見交換会を実施した。	407,513千円		B	両事業を通じて延べ16,000人を超える利用があった。 【利用者から】 ・自宅近くで預けられる等、利便性が向上するよう実施施設数や受け入れ人数の増、開所時間の延長などが求められている。 【事業者から】 ・当日のキャンセルが多く、従事者の確保や利用料収入の減少、運営費や設備費の確保に課題があるとの意見が多い。また、看護師・保育士の確保が困難との意見がある。	推進	保育・教育運営課
14		1	保育士就職面接会、幼稚園教諭と保育士資格を併有する「保育教諭」の確保	面接会参加者数	292人(5回延べ) (25年度)	4,250人(30回延べ) (平成27～31年度)	-	3,238人(26回延べ) (平成27～30年度)	B	保育士就職面接会を5回実施し160人が参加し、その内18人が市内施設への就職に繋がった。また、幼稚園協会との連携による就職説明会を2回実施し、延べ698人が参加した。 国の幼稚園教諭免許状や保育士資格の取得特例制度について事業者等に周知するとともに、県内養成校に対し特例制度に対応した講座の開講に向けた働きかけを行った。	13,668千円		B	・面接会の参加者からは、効率的に園の情報を把握することができ、就職活動に役立ったという声が寄せられている。 ・事業者からは、面接会に参加した方を採用することができ、大変助かったという声が届いている。 ・保育士就職面接会については参加者が伸び悩んでおり、引き続きPR等の参加者増加への取組を要する。	推進	保育対策課 子育て支援課



## 次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「確保方策」(案)について

### 【趣 旨】

- ◆ 「横浜市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「計画」という。)には、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する各年度の「量の見込み」(ニーズ量)と、量の見込みに対応する「確保方策」(確保量)を記載しています。
- ◆ 現行計画の計画期間が令和元年度までとなっていることから、次期計画(計画期間:令和2年度～令和6年度)の策定に向けて、「量の見込み」及び「確保方策」を設定する必要があります。
- ◆ 本日は、昨年度、各部会及び総会で検討を進めてきた「量の見込み」に対応する「確保方策」(案)について検討を行います。

※本日お示しする確保方策(案)については、一定の考え方に基づく案であり、本日頂いたご意見等をもとに関係機関等との議論を経て、今後、変更となる可能性があります。

### 【次期計画策定までの今後の主なスケジュール(予定)】

令和元年7月頃～	総会・各部会において、計画素案(案)の検討
10月頃	総会において、計画素案(案)「量の見込み」及び「確保方策」を含む のとりまとめ 計画素案公表、パブリックコメントの実施
12月頃	総会において、計画原案(案)のとりまとめ
令和2年3月	計画策定

## 次期計画における「確保方策」(案)について

平成31年1～3月に開催しました「横浜市子ども・子育て会議」の各部会及び総会でご審議いただいた、本市における「量の見込み」※を踏まえ、「確保方策」(案)を設定しました。

各事業の「確保方策」(案)の計画値及び算出の考え方は「別紙1」のとおりです。

※「量の見込み」については、算出にあたっての基本的な考え方及び算出方法を基に、一部最新の実績等を反映し、更新しました。

＜「量の見込み」の算出にあたっての基本的な考え方、算出方法＞

(1) ○現行計画と同様、国の基本指針や手引き等に基づき、対象児童数(推計人口)※<sup>1</sup>や利用ニーズ把握のための調査(平成30年度実施)結果、事業実績※<sup>2</sup>等をもとに、次期計画の最終年度である令和6年度の量の見込み(到達点)を算出します。

○令和6年度に向けた各年度(令和2～5年度)の量の見込みについては、潜在的なニーズが徐々に顕在化する(またはニーズが徐々に下がる)と仮定し、30年度の実績値※<sup>3</sup>を起点として、令和6年度の量の見込み(到達点)に向けて、平均的に増加(または減少)していくものとして算出します。

※1 31年度確定値(4月1日時点)を反映 ※2 30年度実績を反映

※3 量の見込み算出の起点を31年度末見込み値から変更

量の見込み＝児童数(推計人口) × 潜在家庭類型の割合 × 利用意向の割合  
(上記は一般的な計算式であり、事業により算出方法は異なります。)

(2) 各事業の特性や実績など個別事情により、上記(1)による算出が適当でない事業については、実情に応じて算出します。

### 【参考1】潜在家庭類型の種類(国の手引きから抜粋)

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間：月120時間以上＋下限時間～120時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部)
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月120時間以上＋下限時間～120時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部)
タイプF	無業×無業

【参考2】推計人口について

量の見込みの算出にあたっては、27年度の国勢調査結果をもとに本市が29年度に算出した推計人口（以下、「元推計」）を一部補正<sup>\*</sup>して使用します。

※補正内容：元推計の31年度の値を確定値に更新（置換）したうえで、元推計における年度ごとの増減率を使用して令和2年度以降の推計人口を算出

（単位：人）

	元推計	確定値	推計人口（補正後）				
	平成31年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	28,417	26,983	26,528	26,172	25,920	25,728	25,569
1歳	28,968	28,229	27,582	27,116	26,751	26,497	26,305
2歳	29,552	29,098	28,450	27,805	27,342	26,982	26,732
3歳	30,318	30,067	29,231	28,573	27,925	27,457	27,093
4歳	29,431	30,577	31,450	30,578	29,887	29,200	28,707
5歳	29,405	30,289	30,246	31,101	30,245	29,570	28,897
0-5歳計	<b>176,091</b>	<b>175,243</b>	<b>173,487</b>	<b>171,345</b>	<b>168,070</b>	<b>165,434</b>	<b>163,303</b>
6歳	30,115	30,946	30,132	30,087	30,940	30,087	29,414
7歳	30,191	30,613	30,461	29,657	29,604	30,441	29,597
8歳	30,659	31,522	30,968	30,795	29,966	29,908	30,755
9歳	30,955	31,683	31,287	30,722	30,554	29,740	29,692
10歳	30,927	31,690	31,643	31,238	30,672	30,506	29,706
11歳	31,283	32,062	31,709	31,649	31,245	30,683	30,509
12歳	31,184	32,109	32,223	31,858	31,796	31,385	30,809
13歳	31,081	31,143	31,275	31,382	31,041	30,980	30,581
14歳	30,953	32,189	32,335	32,439	32,556	32,188	32,124
15歳	32,307	33,080	31,708	31,840	31,951	32,056	31,697
16歳	33,242	33,423	32,925	31,548	31,680	31,796	31,904
17歳	34,491	34,070	33,294	32,788	31,417	31,549	31,657
6-17歳小計	<b>377,388</b>	<b>384,530</b>	<b>379,960</b>	<b>376,003</b>	<b>373,422</b>	<b>371,319</b>	<b>368,445</b>
合計	<b>553,479</b>	<b>559,773</b>	<b>553,447</b>	<b>547,348</b>	<b>541,492</b>	<b>536,753</b>	<b>531,748</b>



（単位：人）

	元推計	確定値	推計人口（補正後）				
	平成30年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	29,077	27,561	26,478	26,127	25,881	25,692	25,535
1歳	29,630	29,210	27,915	27,452	27,092	26,839	26,648
2歳	30,394	30,098	28,602	27,952	27,484	27,120	26,868
3歳	29,502	30,621	30,616	29,926	29,243	28,748	28,364
4歳	29,475	30,310	31,113	30,255	29,577	28,904	28,420
5歳	30,203	31,105	30,250	31,107	30,249	29,573	28,903
0-5歳計	<b>178,281</b>	<b>178,905</b>	<b>174,974</b>	<b>172,819</b>	<b>169,526</b>	<b>166,876</b>	<b>164,738</b>
6歳	30,280	30,565	29,613	29,560	30,393	29,552	28,892
7歳	30,749	31,450	30,723	29,896	29,840	30,682	29,833
8歳	31,047	31,606	30,643	30,475	29,661	29,613	30,440
9歳	31,018	31,629	31,177	30,611	30,445	29,645	29,597
10歳	31,275	32,000	31,584	31,181	30,619	30,445	29,638
11歳	31,175	32,053	31,802	31,740	31,332	30,753	30,580
12歳	31,073	31,049	31,282	30,946	30,884	30,488	29,952
13歳	30,946	32,151	32,400	32,516	32,145	32,082	31,677
14歳	32,302	33,062	31,825	31,936	32,042	31,679	31,610
15歳	32,799	33,301	31,440	31,572	31,688	31,799	31,442
16歳	34,031	34,003	32,731	31,358	31,493	31,604	31,714
17歳	34,718	34,250	33,242	32,733	31,366	31,507	31,611
6-17歳小計	<b>381,413</b>	<b>387,119</b>	<b>378,462</b>	<b>374,524</b>	<b>371,908</b>	<b>369,849</b>	<b>366,986</b>
合計	<b>559,694</b>	<b>566,024</b>	<b>553,436</b>	<b>547,343</b>	<b>541,434</b>	<b>536,725</b>	<b>531,724</b>

【参考3】事業計画に「量の見込み」及び「確保方策」を記載する事業

事業区分		本市実施事業	所掌部会			
			子育て	保育・教育	放課後	
保育・教育	教育・保育施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園</li> <li>・幼稚園</li> <li>・保育所</li> </ul>		○		
	地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育</li> <li>・小規模保育</li> <li>・居宅訪問型保育</li> <li>・事業所内保育</li> </ul>				
地域子ども・子育て支援事業	1	妊婦に対して健康診査を実施する事業	・妊婦健康診査事業	○		
	2	乳児家庭全戸訪問事業	・こんにちは赤ちゃん訪問事業	○		
	3	子育て短期支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ショートステイ</li> <li>・トワイライトステイ</li> <li>・母子生活支援施設緊急一時保護事業</li> </ul>	○		
	4	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児支援家庭訪問事業</li> <li>・養育支援家庭訪問事業</li> <li>・要保護児童対策地域協議会</li> </ul>	○		
	5	病児保育事業	・病児保育事業	○		
	6	利用者支援に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜子育てパートナー</li> <li>・保育・教育コンシェルジュ</li> <li>・母子保健コーディネーター</li> </ul>	○	○	
	7	時間外保育事業	・延長保育事業（夕延長）		○	
	8	放課後児童健全育成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童クラブ</li> <li>・放課後キッズクラブ（一部）</li> </ul>			○
	9	地域子育て支援拠点事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援拠点</li> <li>・親と子のつどいの広場</li> <li>・認定こども園及び保育所子育てひろば</li> <li>・私立幼稚園等はまっ子広場等</li> </ul>	○		
	10	一時預かり事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園での一時預かり</li> <li>・保育所での一時保育</li> <li>・横浜保育室での一時保育</li> <li>・乳幼児一時預かり事業</li> <li>・親と子のつどいの広場での一時預かり</li> <li>・24時間型緊急一時保育</li> <li>・休日の一時保育</li> </ul>	○	○	
	11	子育て援助活動支援事業	・横浜子育てサポートシステム	○		

保育・教育に関する「確保方策」(案)について

1 量の見込みについて

(1) 保育・教育に関する「量の見込み」の更新について

就学前児童数(推計人口)について、31年4月確定値を反映しました。なお、量の見込みは31年4月の実績を発射台に、6年度に向け、潜在的な需要が徐々に顕在化するものとして算出しています。

ニーズ割合	3号		2号	全年齢	1号
	0歳	1-2歳	3-5歳		3-5歳
	31.1%	52.8%	58.7%	52.4%	41.3%

更新前

量の見込み	2・3号					1号				
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
計	77,683	79,882	82,081	84,280	86,500	47,336	44,353	41,370	38,387	35,409
前年比	2,199	2,199	2,199	2,199	2,220					
プラス分	2,289	2,289	2,289	2,289	2,292					
マイナス分	▲90	▲90	▲90	▲90	▲72					

更新後

量の見込み	2・3号					1号				
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
計	77,591	79,607	81,623	83,639	85,631	45,546	43,796	40,526	37,621	35,014
前年比	2,016	2,016	2,016	2,016	1,992					
プラス分	2,155	2,155	2,155	2,155	2,135					
マイナス分	▲139	▲139	▲139	▲139	▲143					

2 確保方策について

(1) 「確保方策」策定にあたっての基本的考え方(保育(2・3号))

引き続き、毎年度の待機児童解消を図るため、「確保方策」を「量の見込み」と一致させます。

※1号の確保方策については、計画の起点となる31年4月の実績を集計中のため、今後お諮りします。

ア 以下の施設・事業等により、保育ニーズに対応します。

- ・認可保育所(0歳、1-2歳、3-5歳)
  - ・認定こども園(0歳、1-2歳、3-5歳)
  - ・地域型保育事業(0歳、1-2歳)
  - ・横浜保育室(0歳、1-2歳、3-5歳)
  - ・私立幼稚園等預かり保育事業(3-5歳)
  - ・幼稚園2歳児受入れ推進事業(第二期計画より)(1-2歳)
  - ・企業主導型保育事業(第二期計画より)(0歳、1-2歳、3-5歳)※
- ※立入調査結果により、問題がないと判断された施設の地域枠

イ 各地域・エリアの実情に応じた対応を行います。

- ・既存の保育所等の定員構成の見直しや幼稚園での長時間預かりなど、既存の保育・教育資源を最大限活用した上で、ニーズに合わせた認可保育所、認定こども園、地域型保育事業を整備します。
- ・保育(2・3号)に関する「量の見込み」が減少していく区・年齢区分(マイナス分)については、年齢間での定員構成の見直しなどを行います。

(2) 基本的考え方を踏まえた「確保方策」(案)について

- ① 4か年で8,040人分の枠(0歳:1,085人、1-2歳:2,653人、3-5歳:4,302人)を確保します。
- ② 認定こども園(2・3号)・保育所・幼稚園(預かり保育2号相当、幼稚園2歳児受入れ)・企業主導型保育事業は、7,574人分を確保します。
- ③ 低年齢児を対象とする地域型保育・横浜保育室は、地域型保育事業の整備と横浜保育室の認可保育所等への移行により、466人分の枠拡大となります。

※確保方策の内訳については、予算編成等の過程で変動の可能性があります。

※3年度に、計画の中間見直しを実施する予定です。

<保育・教育に関する「確保方策」(案)・【全市・暫定版】>

単位:人

全市	2年度				3年度				4年度			
	3号		2号	1号	3号		2号	1号	3号		2号	1号
	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳
量の見込み	6,856	25,354	45,381	45,546	7,131	26,020	46,456	43,796	7,406	26,686	47,531	40,526
	77,591				79,607				81,623			
確保方策	6,030	21,948	45,183		6,266	22,588	46,303		6,484	23,097	47,398	
確認を受けない幼稚園												
地域型保育・横浜保育室	826	3,406	198	※	865	3,432	153	※	922	3,589	133	※
計	6,856	25,354	45,381		7,131	26,020	46,456		7,406	26,686	47,531	
	77,591				79,607				81,623			
全市	5年度				6年度							
	3号		2号	1号	3号		2号	1号				
	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳				
量の見込み	7,681	27,352	48,606	37,621	7,941	28,007	49,683	35,014				
	83,639				85,631							
確保方策	6,719	23,780	48,518		6,911	24,229	49,595					
確認を受けない幼稚園												
地域型保育・横浜保育室	962	3,572	88	※	1,030	3,778	88	※				
計	7,681	27,352	48,606		7,941	28,007	49,683					
	83,639				85,631							

※1号の確保方策については、計画の起点となる31年4月の実績を集計中のため、今後お諮りします。





保育・教育に関する「量の見込み」及び「確保方策」(区別)

区	年齢	ニーズ割合	2年度			3年度			4年度			5年度			6年度		
			0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳
鶴見区	0歳	33.6%	624	2,381	4,074	4,017	3,798	3,490	3,213	776	2,670	4,816	2,951				
	1-2歳	55.5%															
	3-5歳	62.0%															
神奈川区	0歳	33.3%	624	2,381	4,074	4,033	3,798	3,490	3,213	776	2,670	4,816	2,951				
	1-2歳	56.2%															
	3-5歳	62.1%															
西区	0歳	33.9%	195	724	1,255	1,241	1,216	1,127	1,029	253	934	1,570	934				
	1-2歳	58.5%															
	3-5歳	62.7%															
中区	0歳	33.9%	241	939	1,535	1,766	1,691	1,515	1,352	303	1,033	1,998	1,194				
	1-2歳	54.0%															
	3-5歳	62.6%															
南区	0歳	34.9%	289	997	1,924	2,208	2,110	1,918	1,717	383	1,120	2,386	1,532				
	1-2歳	47.1%															
	3-5歳	60.9%															
港南区	0歳	30.7%	352	1,296	2,515	2,043	1,975	1,848	1,731	360	1,295	2,413	1,636				
	1-2歳	53.4%															
	3-5歳	59.6%															
保土ヶ谷区	0歳	34.4%	352	1,296	2,515	2,043	1,975	1,848	1,731	360	1,295	2,413	1,636				
	1-2歳	52.2%															
	3-5歳	56.8%															
堺区	0歳	27.2%	370	1,425	2,668	2,842	2,787	2,580	2,385	379	1,511	2,726	2,204				
	1-2歳	50.8%															
	3-5歳	55.3%															
堺子区	0歳	26.5%	286	1,007	1,873	2,094	1,926	1,797	1,702	308	1,161	1,921	1,617				
	1-2歳	48.2%															
	3-5歳	54.3%															
金沢区	0歳	26.0%	308	1,044	2,131	2,160	2,067	1,874	1,710	270	1,090	2,210	1,582				
	1-2歳	49.2%															
	3-5歳	58.6%															
港北区	0歳	32.2%	866	3,239	4,965	4,430	4,162	3,763	3,435	1,020	3,761	5,882	3,109				
	1-2歳	62.2%															
	3-5歳	65.8%															
堺区	0歳	30.2%	361	1,281	2,391	2,233	2,197	2,065	1,966	403	1,435	2,395	1,889				
	1-2歳	53.3%															
	3-5歳	55.9%															
東山区	0歳	32.9%	543	1,984	3,650	4,139	3,932	3,638	3,373	686	2,150	4,079	3,154				
	1-2歳	47.7%															
	3-5歳	56.4%															
東山区	0歳	29.7%	482	1,704	2,847	3,460	3,249	3,062	2,900	454	1,582	2,780	2,789				
	1-2歳	47.1%															
	3-5歳	50.1%															
戸塚区	0歳	29.5%	547	1,931	3,507	3,746	3,671	3,412	3,162	625	2,385	3,859	2,935				
	1-2歳	54.1%															
	3-5歳	56.8%															
東山区	0歳	33.7%	168	586	1,133	1,393	1,354	1,232	1,119	226	649	1,164	1,029				
	1-2歳	49.2%															
	3-5歳	53.1%															
東山区	0歳	28.3%	262	969	1,928	1,523	1,495	1,398	1,317	268	845	1,844	1,261				
	1-2歳	44.8%															
	3-5歳	59.4%															
東山区	0歳	21.9%	167	679	1,368	1,437	1,426	1,315	1,228	166	805	1,433	1,131				
	1-2歳	52.9%															
	3-5歳	55.9%															
全市合計	0歳	31.1%	6,856	25,354	45,381	45,546	43,796	40,526	37,621	7,941	28,007	49,883	35,014				
	1-2歳	52.8%															
	3-5歳	58.7%															



地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み(案)の算出及び確保方策(案)の考え方

		次期計画(R2~R6年度)	現行計画(H27~R元年度)
地域子ども・子育て支援事業		「利用者支援に関する事業」	
本市事業		利用者支援事業 (基本型:横浜子育てパートナー 特定型:保育・教育コンシェルジュ 母子保健型:母子保健コーディネーター)	保育コンシェルジュ事業、地域子育て支援拠点における利用者支援
事業内容		<p>横浜子育てパートナー 子育て家庭の個別相談に対応し、子どもとその保護者・妊娠中の方が子育て支援に関する事業・制度等を適切に利用できるように、各区の地域子育て支援拠点に配置している専任スタッフです。</p> <p>保育・教育コンシェルジュ 保護者ニーズと保育サービスを適切に結びつけることを目的として、就学前のお子さんの預け先に関する保護者の相談に応じ、認可保育所のほか、横浜保育室や一時預かり事業、幼稚園預かり保育などの保育サービスについて情報を提供しています。</p> <p>母子保健コーディネーター 区福祉保健センターに保健師・助産師等の専門職を配置し、主に妊娠届出時の面接から産後4か月までの継続した相談対応や母子保健サービスの利用紹介等を行うことで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図ります。</p>	
対象家庭類型		国「手引き」で対象とする潜在家庭類型( ■A ■B ■C ■C' ■D ■E ■E' ■F )	
対象年齢		0歳~5歳	
量の見込み(案)算出の考え方	方法	国「手引き」による	
	算出根拠	<p>■国「手引き」における量の見込みの考え方(要旨) 利用者支援事業については、子育て中の親子にとって、より身近な場所に設置することができるよう、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。なお、基本型・特定型と母子保健型を分けて計画に記載すること。</p> <p>■国による利用者支援事業の実施要綱(抜粋) ・基本型:主として身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設での実施とする。 (事務局注釈:「横浜子育てパートナー」が該当) ・特定型:主として市町村窓口での実施とする。 (事務局注釈:「保育・教育コンシェルジュ」が該当) ・母子保健型:主として市町村保健センター等母子保健に関する相談機能を有する施設での実施とする。 (事務局注釈:「母子保健コーディネーター」が該当)</p> <p>■上記を踏まえた本市における量の見込みの考え方 ・基本型〔横浜子育てパートナー〕 ⇒各区の地域子育て支援拠点において実施するよう設定(拠点サテライトを含む) ・特定型〔保育・教育コンシェルジュ〕 ⇒各区役所において実施するよう設定 ・母子保健型〔母子保健コーディネーター〕 ⇒各区福祉保健センターにおいて実施するよう設定</p>	<p>■国「手引き」における量の見込みの考え方(要旨) 子育て中の親子の身近な場所に設置することが必要であることから、例えば複数の中学校区(2中学校区など)に1箇所などを目安として、箇所数で設定する。</p> <p>■国による利用者支援事業の実施要綱(案)(抜粋) ・日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設や市町村窓口などでの実施とする。 ・基本型:独立した事業として行われている形態 (事務局注釈:「地域子育て支援拠点における利用者支援」が該当) ・特定型:行政の一環として行われている側面が強い形態 (事務局注釈:「保育コンシェルジュ事業」が該当)</p> <p>■上記を踏まえた本市における量の見込みの考え方 〔保育コンシェルジュ事業〕 ⇒各区役所において実施するよう設定 〔地域子育て支援拠点における利用者支援〕 ⇒各区の地域子育て支援拠点において実施するよう設定</p>
	指標(単位)	実施箇所数(か所)	
	現行計画からの変更等の考え方	新たに利用者支援事業(母子保健型)を開始したことに伴い、同事業を追加した。	
確保方策(案)の考え方	<p>・「地域子育て支援拠点での利用者支援」は拠点及びサテライトにおいて実施(サテライト設置翌年の開始を見込む)。 ・「保育・教育コンシェルジュ」は、引き続き区役所において実施。 ・「母子保健コーディネーター」は各区福祉保健センターに配置し、実施する。</p>	<p>・「地域子育て支援拠点での利用者支援」は、順次実施区を拡大していく方針。 ・「地域子育て支援拠点での利用者支援」は、拠点(1か所/区)に加えて、乳幼児人口が多く、拠点の利用者数が平均を大きく上回る5区について、拠点のサテライトを設置して実施する。 ・「保育コンシェルジュ」は、引き続き区役所において実施。</p>	
現行計画からの変更等の考え方	新たに利用者支援事業(母子保健型)を開始したことに伴い、同事業を追加した。		

次期計画			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(案)	全市	横浜子育て パートナー	27	27	27	27	27
		保育・教育 コンシェルジュ	18	18	18	18	18
		母子保健 コーディネーター	18	18	18	18	18
確保方策(案)	全市	横浜子育て パートナー	23	24	25	26	27
		保育・教育 コンシェルジュ	18	18	18	18	18
		母子保健 コーディネーター	18	18	18	18	18
現行計画			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	計画値	横浜子育て パートナー	23	23	23	23	23
	実績	横浜子育て パートナー	18	18	20	21	/
	計画値	保育・教育 コンシェルジュ	18	18	18	18	18
	実績	保育・教育 コンシェルジュ	18	18	18	18	/
	計画値	母子保健 コーディネーター	—	—	—	—	—
	実績	母子保健 コーディネーター	—	—	—	—	/
確保方策	計画値	横浜子育て パートナー	18	19	20	21	23
	実績	横浜子育て パートナー	18	18	20	21	/
	計画値	保育・教育 コンシェルジュ	18	18	18	18	18
	実績	保育・教育 コンシェルジュ	18	18	18	18	/
	計画値	母子保健 コーディネーター	—	—	—	—	—
	実績	母子保健 コーディネーター	—	—	—	—	/

地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み(案)の算出及び確保方策(案)の考え方

		次期計画(R2～R6年度)			現行計画(H27～R元年度)	
地域子ども・子育て支援事業		「時間外保育事業」				
本市事業		延長保育事業(夕延長)			時間延長サービス(夕延長)	
事業内容		多様化する就業形態や女性のさらなる社会進出に対応するため、保育施設において延長保育を実施します。民間保育施設に対しては、延長保育実施のための必要経費を助成します。				
量の見込み(案)算出の考え方	対象家庭類型	国「手引き」で対象とする潜在家庭類型( ■A ■B ■C □C' □D ■E □E' □F )				
	対象年齢	0歳～5歳				
	算出根拠	方法	国「手引き」の一部をアレンジ			
		概要	<p>■国「手引き」における量の見込みの考え方                      「量の見込み(人)」＝「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」                      ・「潜在家庭類型別児童数(人)」＝「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」                      ・「利用意向率」＝ニーズ調査により把握した時間外保育(18時30分以降)利用意向の割合</p> <p>■「手引き」アレンジの内容                      ・計画最終年度(R6年度)に向けて、潜在的な需要が順次顕在化するものと仮定した。                      ⇒国「手引き」によりR6年度の量の見込みを算出して、H30年度実績からR6年度にかけて平均的に量の見込みが増加するよう、R2～5年度の量の見込みを算定する。</p>	<p>■国「手引き」による31年度の量の見込み                      「量の見込み(人)」＝「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」                      ・「潜在家庭類型別児童数(人)」＝「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」                      ・「利用意向率(割合)」＝ニーズ調査により把握した時間外保育(18時以降)利用意向の割合</p> <p>■「手引き」アレンジの内容                      ・計画最終年度(31年度)に向けて、潜在的な需要が順次顕在化するものと仮定した。                      ⇒国「手引き」により31年度の量の見込みを算出して、25年度実績から31年度にかけて平均的に量の見込みが増加するよう、27～30年度の量の見込みを算定する。</p>		
	指標(単位)	利用者数(人/月)				
現行計画からの変更等の考え方	<p>・本事業について、ほとんどの実施施設において開始時刻が18:30からとなっているが、現行計画策定時は「時単位」までしか利用意向を調査できていなかったため、「18時以降」の利用意向の割合を採用した。次期計画策定に向けては、より正確なニーズを把握するために「分単位」まで利用意向を調査しており、「18時30分以降」の利用意向の割合を採用する。</p> <p>・延長保育事業の実績については、㉖6,775人㉗6,323人㉘6,087人㉙6,069人となっている。</p> <p>・利用実績は減少傾向にあるが、実施施設数は増えているため、現計画のアレンジを採用し、R6年度に向けて、H30年度実績をもとに徐々に量の見込みが増加する計画とする。</p>					
確保方策(案)の考え方	<p>・地域のニーズや施設の状況に応じて、実施施設の数を増やしていくことが求められる。実施施設は、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業のいずれの施設でも柔軟に対応できるようにする。</p> <p>・今後新規に整備する施設・事業所については、原則として全て延長保育を実施することとし、既存の施設については、施設の状況に応じて対応する。(認可保育所 18時30分以降開所施設 H31.4時点 723施設中723施設)</p>					
現行計画からの変更等の考え方	変更なし					

次期計画		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(案)	全市	6,816	7,190	7,563	7,937	8,310
確保方策(案)	全市	6,816	7,190	7,563	7,937	8,310
現行計画		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	計画値	11,402	14,350	16,729	19,037	21,278
	実績	6,775	6,323	6,087	6,069	
確保方策	計画値	11,402	14,350	16,729	19,037	21,278
	実績	6,775	6,323	6,087	6,069	

地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み(案)の算出及び確保方策(案)の考え方

		次期計画(R2～R6年度)	現行計画(H27～R元年度)
地域子ども・子育て支援事業		「一時預かり事業、子育て援助活動支援事業」	
	本市事業	(ア) 幼稚園(預かり保育・1号認定) (イ) 幼稚園(預かり保育・2号認定) <(ウ)～(ケ) その他> (ウ) 保育所(一時保育)、(エ) 横浜保育室(一時保育)、(オ) 乳幼児一時預かり事業、 (カ) 親と子のつどいの広場での一時預かり、(キ) 横浜子育てサポートシステム、 (ク) 24時間型緊急一時預かり、(ケ) 休日一時保育	(ア) 幼稚園(預かり保育・1号認定) (イ) 幼稚園(預かり保育・2号認定) <(ウ)～(ケ) その他> (ウ) 保育所(一時保育)、(エ) 横浜保育室(一時保育)、(オ) 乳幼児一時預かり事業、 (カ) 親と子のつどいの広場での一時預かり、(キ) 横浜子育てサポートシステム、 (ク) 24時間型緊急一時預かり、(ケ) 休日保育
	事業内容	○幼稚園での一時預かり (私立幼稚園等における一時預かり(市・県)) 幼稚園・認定こども園(教育利用)の教育時間の前後などに保護者の希望に応じて在園児を預かります。保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的なニーズに対応します。 (横浜市私立幼稚園等預かり保育事業) 幼稚園・認定こども園(教育利用)の教育時間の前後や休業日に、保育を必要とする在園児を園で預かる事業です。教育時間を含めて7時30分から18時30分まで、夏休みなどの長期休業期間を含めて対応しています。  ○一時保育事業 認可保育所・公立保育所・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業・横浜保育室において、パート勤務や病気、冠婚葬祭などにより一時的に家庭で保育できない場合や、保護者のリフレッシュなどのためにお子さんをお預かりします。  ○乳幼児一時預かり事業 認可外保育施設において、パート勤務や病気、冠婚葬祭などにより一時的に家庭で保育できない場合や、保護者のリフレッシュなどのためにお子さんをお預かりします。生後57日から小学校入学前までのお子さんを対象としています。	○親と子のつどいの広場での一時預かり 子育て中の親子同士が気軽につどい、交流する親と子のつどいの広場の一部では、短時間の一時預かりを実施しています。広場を利用したことのある生後6か月以上3歳以下の市内に居住するお子さんが対象です。  ○横浜子育てサポートシステム事業 「子ども預かってほしい人」が利用会員として、「子ども預かる人」が提供会員として登録して、会員相互の信頼関係のもとに子どもの預け、預かりを行うシステムです。生後57日から小学校6年生までのお子さんを対象としています。  ○24時間型緊急一時保育 病気や仕事等で、急にお子さんを預けなければならなくなったとき、夜間・宿泊も含め、24時間365日対応する一時保育です。原則として、連続3日以内まで利用可能です。  ○休日の一時保育 休日に仕事や冠婚葬祭などの都合でお子さんを預けたい時に利用できます。 平日に認可保育所等を利用していないお子さん、または、平日に認可保育所等を利用しているお子さんで、緊急等やむを得ない事情により、平日に認可保育所等を利用しない日を設けずに休日の保育を利用する場合に対象となります。
	対象家庭類型	国「手引き」で対象とする潜在家庭類型(下記「概要」参照)	
	対象年齢	(下記「概要」参照)	
	方法	国「手引き」を一部アレンジ	
量の見込み(案)算出の考え方	算出根拠	<p>■国「手引き」によるR6年度の量の見込み</p> <p>【ステップ1:幼稚園における在園児を対象とした一時預かりの量の見込み】</p> <p>①1号認定による利用 [対象潜在家庭類型]潜在タイプC'、D、E'、F [対象年齢]3歳～5歳 「量の見込み(人/年)」=「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(日/年)」 ・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」=ニーズ調査により把握した不定期事業利用意向の平均日数(年間)</p> <p>②2号認定による利用 [対象潜在家庭類型]潜在タイプA、B、C、E [対象年齢]3歳～5歳 「量の見込み(人/年)」=「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(日/年)」 ・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」=ニーズ調査により把握した、2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものの就労日数(年間)</p> <p>【ステップ2:その他の量の見込み】 [対象潜在家庭類型]全て [対象年齢]0歳～5歳 「量の見込み(人/年)」=「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(日/年)」 -【ステップ1】①における量の見込み(人/年) -ニーズ調査における不定期事業利用状況の回答で「ベビーシッター」及び「その他」の利用日数の累計(人/年) ・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」=ニーズ調査により把握した不定期事業利用意向日数(年間)</p> <p>■「手引き」アレンジの内容 ア. 計画最終年度(R6年度)に向けて、潜在的な需要が順次顕在化するものと仮定した。 ⇒国「手引き」によりR6年度の量の見込みを算出して、H30年度実績からR6年度にかけて平均的に量が増加するよう、途中年度の量の見込みを算定する。 イ. 「その他」について、H30年度実績を集計値が大きく上回っており、事業別の利用意向のうち、保育所との併用が想定されない「保育所等での一時保育・一時預かり」において保育要件を満たす2号相当の家庭類型のニーズを除く補正を行った。 ウ. 「幼稚園1号」について、H30年度実績を集計値が大きく下回っており、市型預かり1号分を上乗せする補正を行った。 エ. 「幼稚園1号」「幼稚園2号」の区分間における整理を行った。 オ. 横浜子育てサポートシステムの小学生の量の見込みについて、「その他」の量の見込みに追加した。</p>	<p>■国「手引き」による31年度の量の見込み</p> <p>【ステップ1:幼稚園における在園児を対象とした一時預かりの量の見込み】</p> <p>①1号認定による利用 [対象潜在家庭類型]潜在タイプC'、D、E'、F [対象年齢]3歳～5歳 「量の見込み(人/年)」=「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(日/年)」 ・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」=ニーズ調査により把握した不定期事業利用意向の平均日数(年間)</p> <p>②2号認定による利用 [対象潜在家庭類型]潜在タイプA、B、C、E [対象年齢]3歳～5歳 「量の見込み(人/年)」=「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(日/年)」 ・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」=ニーズ調査により把握した、2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものの就労日数(年間)</p> <p>【ステップ2:その他の量の見込み】 [対象潜在家庭類型]全て [対象年齢]0歳～5歳 「量の見込み(人/年)」=「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(日/年)」 -【ステップ1】①における量の見込み(人/年) -ニーズ調査における不定期事業利用状況の回答で「ベビーシッター」及び「その他」の利用日数の累計(人/年) ・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」=ニーズ調査により把握した不定期事業利用意向日数(年間)</p> <p>■「手引き」アレンジの内容 ア. 計画最終年度(31年度)に向けて、潜在的な需要が順次顕在化するものと仮定した。 ⇒国「手引き」により31年度の量の見込みを算出して、25年度実績から31年度にかけて平均的に量が増加するよう、途中年度の量の見込みを算定する。</p>
	指標(単位)	延べ利用者数(人/年)	
	現行計画からの変更等の考え方	今回ニーズ調査において、事業別の利用意向を把握しており、その結果を元に、保育所との併用が想定されない「保育所等での一時保育・一時預かり」において保育要件を満たす2号相当の家庭類型のニーズを除く補正を行った。「幼稚園1号」「幼稚園2号」「その他」の区分間での整理を行った。今回新たに子育てサポートシステムの小学生調査を行い、その結果を「その他」の量の見込みに追加した。	

確保方策(案)の考え方	<p>(ア) 幼稚園(預かり保育・1号認定)          ・希望する保護者が利用できる環境を確保する趣旨から、R6年度までの量の見込みの増数分を計画年数で均等に按分した数値を上乗せした数値とする。          ・新たな施設整備を伴うものではないため、見込量の増への対応は、既実施園での受入数の増と未実施園での事業実施により対応する。</p> <p>(イ) 幼稚園(預かり保育・2号認定)          ・全在園児を対象として、保育を必要とする要件に適合すれば利用できる環境を確保する趣旨から、R6年度までの量の見込みの増数分を計画年数で均等に按分した数値を上乗せした数値とする。          ・新たな施設整備を伴うものではないため、見込量の増への対応は、既実施園での受入数の増と未実施園での事業実施により対応する。</p> <p>&lt;(ウ)~(ケ) その他&gt;          ・量の見込みへの対応については、H30年度の利用実績をベースに、各事業それぞれの状況に応じ、施設数の増(新規実施)や、既存施設での受け入れ増により、見込んでいく。</p> <p>(ウ) 保育所(一時保育)          ・実施している全園に対して新たに調査を行い、利用実態を把握することにより、区役所等での利用者への案内に活用することで、既存の利用可能枠の有効活用に取り組む。          ・待機児童対策として新設園が増えることにより、実施施設数の拡大を図るとともに、開所後、各施設の通常保育が安定していくタイミング等で、一時保育に活用できる枠の増加に取り組む。</p> <p>(エ) 横浜保育室(一時保育)          既存の実施園の実績をベースに、認可保育所への移行予定施設の利用見込数を減らしている。</p> <p>(オ) 乳幼児一時預かり事業          ・定員規模の小さな実施も見込むことで、未実施区での新規実施を図る。          ・既存施設からの距離要件などの緩和等により各区複数か所での実施を図り、年3か所程度の新規実施を見込む。          ・運営実態の把握を行い持続可能な制度の検討を行いながら、既存施設での受入増に取り組む。</p> <p>(カ) 親と子のつどいの広場での一時預かり          ・安定的に広場運営を継続していることや一時預かりに必要なスタッフを確保できること等を条件とし、年1か所程度の新規実施を図る。</p> <p>(キ) 子育てサポートシステム          ・各区支部事務局での提供・両方会員増への取組により確保を図る。</p> <p>(ク) 24時間緊急一時預かり          ・ニーズの高いことが見込まれるエリアの保育所と意見交換を行うなど実施施設確保に向けた取組を行う。</p> <p>(ケ) 休日一時保育          ・ニーズの状況により、受入枠の拡大、新たな実施施設の確保に向けた取組を行う。</p>	<p>・既存施設も含めて確保方策を検討する。(既存で確保できない分を新規整備)          ・幼稚園預り保育については、既存幼稚園の預かり保育実施を推進していくことで確保する。          ・幼稚園預り保育以外については、「一時保育」や「乳幼児一時預かり」等により、確保方策の検討を行う。</p> <p>(ア) 幼稚園(預かり保育・1号認定)          ・全在園児を対象として、保護者が必要に応じて利用している状況であるため、既実施園における需要に対する確保量は、現状で充足している状態と判断する。          ・新たな施設整備を伴うものではないため、見込量の増への対応は、既実施園での受入数の増と未実施園での事業実施により対応する。          ・希望する保護者が利用できる環境を確保する趣旨から、平成31年度までに市内全園の実施を目標として設定し、増数分を計画年数で均等に按分した数値を各年度の箇所数に上乗せした数値とする。</p> <p>(イ) 幼稚園(預かり保育・2号認定)          ・全在園児を対象として、保育を必要とする要件に適合すれば利用が可能な状況であるため、既実施園における需要に対する確保量は、現状で充足している状態と判断する。          ・一方で、保育所と同等の保育時間を実施していることから、保育所入所の需要の一部を代替する役割も果たしており、その潜在的な需要に対しては、既実施園での受入数の増と、新規認定園の増にて確保する。</p> <p>(ウ) 保育所(一時保育)          ・既存の実施園の実績(H25実績:354施設、142,331人)をベースに、新規整備園については、全ての保育所で実施することを想定して積算。          ・横浜保育室からの移行分も想定。</p> <p>(エ) 横浜保育室(一時保育)          ・既存の実施園の実績(H25実績:116施設、17,058人)をベースに、認可保育所への移行予定施設の利用見込数を減らして積算。</p> <p>(オ) 乳幼児一時預かり事業          ・小規模保育事業に併設するなどして、未実施区を中心に確保する。</p> <p>(カ) 親と子のつどいの広場での一時預かり          ・実施箇所数は、一時預かりに必要な広さとスタッフを確保できることを条件とし、広場実施箇所数の1/2を想定。          ・実施箇所数×1か所・1か月当たりの平均利用者数(14.0人)×12か月</p> <p>(キ) 子育てサポートシステム          ・確保数:前年度の活動件数×104%(過去8年間の伸び率の平均4%)</p> <p>(ク) 24時間緊急一時預かり          ・実施箇所数×1か所当たり定員6人×365日×40%</p> <p>(ケ) 休日保育          ・既存施設10か所の平成25年度実績×伸び率          ・平成31年度までに18区に1か所となるよう、順次整備。</p>
	現行計画からの変更等の考え方	<p>引き続き、保育所等での一時保育に加え、幼稚園での預かり保育や認可外保育所での乳幼児一時預かり事業を含めた多様な事業により、事業全体で一時預かりのニーズへ対応していく。また、休日一時保育や24時間緊急一時預かり、横浜子育てサポートシステムなどにより、様々なニーズへきめ細かく対応していく。</p>

次期計画			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
量の見込み(案)		幼稚園(1号)	ア	285,230	285,979	286,728	287,477	288,227	
		幼稚園(2号)	イ	1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,388,278	1,415,580	
		その他		331,169	348,006	364,843	381,680	398,517	
確保方策(案)	全市	幼稚園(1号)	ア	285,230	285,979	286,728	287,477	288,227	
		幼稚園(2号)	イ	1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,388,278	1,415,580	
		その他	計		331,169	348,006	364,843	381,680	398,517
			ウ		145,936	151,406	152,216	157,096	158,680
			エ		2,970	1,942	1,916	526	526
			オ		106,335	115,851	129,029	139,445	151,721
			カ		7,688	7,916	8,144	8,372	8,600
			キ		64,566	67,149	69,732	72,315	74,898
			ク		1,305	1,331	1,356	1,433	1,558
			ケ		2,369	2,411	2,450	2,493	2,534
現行計画			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度		
量の見込み	計画値	幼稚園(1号)	ア	554,519	561,438	568,348	593,474	616,749	
			実績		522,192	541,479	537,103	集計中	
	計画値	幼稚園(2号)	イ	555,575	591,043	626,504	944,179	1,011,470	
			実績		702,423	790,263	877,749	971,372	
	計画値	その他		365,351	408,861	452,358	518,102	583,843	
			実績		313,756	315,111	308,977	300,905	
確保方策	計画値	幼稚園(1号)	ア	554,519	561,438	568,348	593,474	616,749	
			実績		522,192	541,479	537,103	集計中	
	計画値	幼稚園(2号)	イ	555,575	591,043	626,504	944,179	1,011,470	
			実績		702,423	790,263	877,749	971,372	
	計画値	計		365,351	408,861	452,358	518,102	583,843	
			実績		313,756	315,111	308,977	300,905	
	計画値	ウ		207,567	251,717	292,248	342,880	408,189	
			実績		157,590	152,962	148,419	135,799	
	計画値	エ		18,659	15,327	11,161	8,496	2,498	
			実績		9,722	7,731	4,657	3,828	
	計画値	オ		79,788	79,788	83,448	91,789	95,366	
			実績		82,914	87,304	85,150	88,124	
	計画値	カ		3,864	4,368	4,704	5,456	5,792	
			実績		4,377	4,892	6,189	6,835	
	計画値	キ		49,536	51,517	53,580	60,453	62,636	
			実績		53,791	55,767	57,935	59,401	
	計画値	ク		2,628	2,628	3,504	3,684	3,863	
			実績		1,257	1,680	1,320	1,280	
	計画値	ケ		3,309	3,516	3,713	5,344	5,499	
			実績		4,105	4,775	5,307	5,638	

※R2～5についてはH29実績をもとに算出したものであり、H30実績確定後に更新。

※R2～5についてはH29実績をもとに算出したものであり、H30実績確定後に更新。

- (ア) 幼稚園(預かり保育・1号認定)
- (イ) 幼稚園(預かり保育・2号認定)
- <(ウ)～(ケ)その他>
- (ウ) 保育所(一時保育)
- (エ) 横浜保育室(一時保育)
- (オ) 乳幼児一時預かり事業
- (カ) 親と子のつどいの広場での一時預かり
- (キ) 横浜子育てサポートシステム
- (ク) 24時間型緊急一時預かり
- (ケ) 休日一時保育



地域子ども・子育て支援事業			利用者支援に関する事業				
本市事業			利用者支援事業 (基本型:横浜子育てパートナー、 特定型:保育・教育コンシェルジュ、 母子保健型:母子保健コーディネーター)				
対象年齢			0歳～5歳				
指標(単位)			実施箇所数(か所)				
年度			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
全市	横浜子育てパートナー	量の見込み	27	27	27	27	27
		確保方策	23	24	25	26	27
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	18	18	18	18	18
		確保方策	18	18	18	18	18
	母子保健コーディネーター	量の見込み	18	18	18	18	18
		確保方策	18	18	18	18	18
鶴見区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	2	2	2	2	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
神奈川区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	1	2	2	2	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
西区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
中区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
南区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
港南区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
保土ヶ谷区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	1	1	1	2	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
旭区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	1	1	2	2	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1

量の見込み(案)／確保方策(案)

年度			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
磯子区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
金沢区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
港北区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	2	2	2	2	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
緑区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	1	1	1	1	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
青葉区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	2	2	2	2	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
都筑区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	2	2	2	2	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
戸塚区	横浜子育てパートナー	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	2	2	2	2	2
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
栄区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
泉区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
瀬谷区	横浜子育てパートナー	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	保育・教育コンシェルジュ	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1
	母子保健コーディネーター	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1	1

量の見込み（案）／確保方策（案）

地域子ども・子育て支援事業		時間外保育事業				
本市事業		延長保育事業(夕延長)				
対象年齢		0歳～5歳				
指標(単位)		利用者数(人/月)				
年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
全市	量の見込み	6,816	7,190	7,563	7,937	8,310
	確保方策	6,816	7,190	7,563	7,937	8,310
鶴見区	量の見込み	620	655	688	723	756
	確保方策	620	655	688	723	756
神奈川区	量の見込み	467	492	518	543	569
	確保方策	467	492	518	543	569
西区	量の見込み	203	214	225	236	247
	確保方策	203	214	225	236	247
中区	量の見込み	250	264	278	291	305
	確保方策	250	264	278	291	305
南区	量の見込み	308	325	342	359	376
	確保方策	308	325	342	359	376
港南区	量の見込み	319	337	354	372	389
	確保方策	319	337	354	372	389
保土ヶ谷区	量の見込み	368	388	409	429	449
	確保方策	368	388	409	429	449
旭区	量の見込み	388	409	430	452	473
	確保方策	388	409	430	452	473
磯子区	量の見込み	297	313	329	346	362
	確保方策	297	313	329	346	362
金沢区	量の見込み	294	310	326	342	358
	確保方策	294	310	326	342	358
港北区	量の見込み	764	806	848	890	932
	確保方策	764	806	848	890	932
緑区	量の見込み	347	366	385	404	423
	確保方策	347	366	385	404	423
青葉区	量の見込み	577	609	641	672	704
	確保方策	577	609	641	672	704
都筑区	量の見込み	434	458	481	505	529
	確保方策	434	458	481	505	529
戸塚区	量の見込み	554	585	615	646	676
	確保方策	554	585	615	646	676
栄区	量の見込み	175	184	194	203	213
	確保方策	175	184	194	203	213
泉区	量の見込み	248	261	275	288	302
	確保方策	248	261	275	288	302
瀬谷区	量の見込み	203	214	225	236	247
	確保方策	203	214	225	236	247

量の見込み(案)／確保方策(案)

地域子ども・子育て支援事業				一時預かり事業、子育て援助活動支援事業						
本市事業				(ア) 幼稚園(預かり保育・1号認定) (イ) 幼稚園(預かり保育・2号認定) (ウ)～(ケ) その他 (ウ) 保育所(一時保育)、(エ) 横浜保育室(一時保育)、 (オ) 乳幼児一時預かり事業、 (カ) 親と子のつどいの広場での一時預かり、 (キ) 横浜子育てサポートシステム、 (ク) 24時間型緊急一時預かり、(ケ) 休日一時保育						
対象年齢				0～5歳						
指標(単位)				延べ利用者数(人/年)						
年度				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
量の見込み(案)／確保方策(案)	全市	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	285,230	285,979	286,728	287,477	288,227	
			確保方策		285,230	285,979	286,728	287,477	288,227	
		幼稚園(2号)	量の見込み	イ	1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,388,278	1,415,580	
			確保方策		1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,388,278	1,415,580	
		その他	量の見込み		計	331,169	348,006	364,843	381,680	398,517
			確保方策	ウ		145,936	151,406	152,216	157,096	158,680
	エ				2,970	1,942	1,916	526	526	
	オ				106,335	115,851	129,029	139,445	151,721	
	カ				7,688	7,916	8,144	8,372	8,600	
	キ				64,566	67,149	69,732	72,315	74,898	
	ク			1,305	1,331	1,356	1,433	1,558		
	鶴見区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	13,390	12,102	10,814	9,526	8,238	
			確保方策		13,390	12,102	10,814	9,526	8,238	
		幼稚園(2号)	量の見込み	イ	41,668	48,882	56,096	63,310	70,524	
			確保方策		41,668	48,882	56,096	63,310	70,524	
		その他	量の見込み		計	32,042	34,148	36,254	38,360	40,467
			確保方策	ウ		12,246	15,067	16,934	18,583	18,988
				エ		963	9	9	1	1
オ					14,568	14,568	14,568	14,568	16,032	
カ					170	170	170	398	398	
キ					4,000	4,237	4,474	4,710	4,946	
ク				0	0	0	0	0		
神奈川区		幼稚園(1号)	量の見込み	ア	12,812	14,734	16,656	18,578	20,500	
	確保方策			12,812	14,734	16,656	18,578	20,500		
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	71,034	77,625	84,217	90,809	97,400		
		確保方策		71,034	77,625	84,217	90,809	97,400		
	その他	量の見込み		計	20,102	23,559	27,016	30,472	33,928	
		確保方策	ウ		9,667	12,674	12,755	12,852	15,860	
			エ		18	18	18	0	0	
			オ		3,660	3,660	6,588	9,516	9,516	
			カ		170	170	170	170	170	
			キ		5,849	6,284	6,718	7,152	7,586	
ク			685	699	712	726	739			
ケ		53	54	55	56	57				

年度				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
西区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	8,699	9,043	9,387	9,731	10,075	
		確保方策		8,699	9,043	9,387	9,731	10,075	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	38,576	41,436	44,295	47,154	50,014	
		確保方策		38,576	41,436	44,295	47,154	50,014	
	その他	量の見込み		計	11,647	13,022	14,397	15,772	17,146
				ウ	5,182	6,523	7,864	8,474	9,083
				エ	0	0	0	0	0
				オ	4,645	4,645	4,645	5,377	6,109
				カ	103	103	103	103	103
				キ	1,687	1,721	1,755	1,788	1,821
				クケ	0 30	0 30	0 30	0 30	0 30
	中区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	8,051	9,577	11,103	12,629	14,155
確保方策				8,051	9,577	11,103	12,629	14,155	
幼稚園(2号)		量の見込み	イ	52,650	57,159	61,668	66,177	70,685	
		確保方策		52,650	57,159	61,668	66,177	70,685	
その他		量の見込み		計	13,886	16,460	19,034	21,608	24,182
				ウ	4,141	4,359	6,773	9,187	9,405
				エ	2	2	2	2	2
				オ	6,841	9,037	9,037	9,037	11,233
				カ	297	297	297	297	297
				キ	2,575	2,735	2,895	3,055	3,215
				クケ	0 30	0 30	0 30	0 30	0 30
南区		幼稚園(1号)	量の見込み	ア	12,052	12,577	13,102	13,627	14,153
	確保方策			12,052	12,577	13,102	13,627	14,153	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	48,283	54,940	61,597	68,255	74,913	
		確保方策		48,283	54,940	61,597	68,255	74,913	
	その他	量の見込み		計	16,536	18,195	19,854	21,513	23,173
				ウ	9,457	10,987	11,054	12,583	14,115
				エ	0	0	0	0	0
				オ	4,385	4,385	5,849	5,849	5,849
				カ	620	620	620	620	620
				キ	1,998	2,125	2,252	2,380	2,507
				クケ	0 76	0 78	0 79	0 81	0 82
	港南区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	16,972	16,444	15,916	15,388	14,860
確保方策				16,972	16,444	15,916	15,388	14,860	
幼稚園(2号)		量の見込み	イ	75,404	73,746	72,087	70,428	68,770	
		確保方策		75,404	73,746	72,087	70,428	68,770	
その他		量の見込み		計	12,891	12,891	12,891	12,892	12,892
				ウ	9,132	7,691	6,982	6,308	4,638
				エ	36	36	36	0	0
				オ	732	2,196	2,928	3,660	5,124
				カ	95	95	95	95	323
				キ	2,246	2,210	2,175	2,140	2,105
				クケ	620 30	632 31	644 31	657 32	669 33

量の見込み（案）／確保方策（案）

年度				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
保土ヶ谷区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	18,487	17,323	16,159	14,995	13,831
		確保方策		18,487	17,323	16,159	14,995	13,831
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	63,394	66,700	70,006	73,312	76,618
		確保方策		63,394	66,700	70,006	73,312	76,618
	その他	量の見込み	計	13,940	16,569	19,199	21,829	24,459
		ウ		11,405	11,687	12,702	13,717	14,732
		エ		0	0	0	0	0
		オ		0	2,196	3,660	5,124	6,588
		カ		1,307	1,307	1,307	1,307	1,307
		キ		1,198	1,349	1,500	1,651	1,802
		クケ		0	0	0	0	0
ケ	30	30	30	30	30			
旭区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	20,025	17,710	15,395	13,080	10,765
		確保方策		20,025	17,710	15,395	13,080	10,765
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	111,800	107,989	104,178	100,367	96,555
		確保方策		111,800	107,989	104,178	100,367	96,555
	その他	量の見込み	計	9,695	10,158	10,621	11,083	11,546
		ウ		4,642	4,959	5,276	5,683	6,001
		エ		90	90	90	0	0
		オ		2,196	2,196	2,196	2,196	2,196
		カ		643	643	643	643	643
		キ		2,094	2,240	2,386	2,531	2,676
		クケ		0	0	0	0	0
ケ	30	30	30	30	30			
磯子区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	9,909	12,217	14,525	16,833	19,141
		確保方策		9,909	12,217	14,525	16,833	19,141
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	46,292	45,185	44,079	42,973	41,867
		確保方策		46,292	45,185	44,079	42,973	41,867
	その他	量の見込み	計	12,164	14,285	16,406	18,528	20,650
		ウ		8,146	9,938	10,495	12,516	14,537
		エ		0	0	0	0	0
		オ		1,464	1,464	2,928	2,928	2,928
		カ		276	504	504	504	504
		キ		2,248	2,349	2,449	2,550	2,651
		クケ		0	0	0	0	0
ケ	30	30	30	30	30			
金沢区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	15,404	14,839	14,274	13,709	13,144
		確保方策		15,404	14,839	14,274	13,709	13,144
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	73,274	74,235	75,196	76,157	77,118
		確保方策		73,274	74,235	75,196	76,157	77,118
	その他	量の見込み	計	18,169	17,760	17,350	16,940	16,530
		ウ		9,727	9,278	6,631	6,180	2,801
		エ		0	0	0	0	0
		オ		4,175	4,175	6,371	6,371	9,299
		カ		432	432	432	432	432
		キ		3,805	3,845	3,886	3,927	3,968
		クケ		0	0	0	0	0
ケ	30	30	30	30	30			

量の見込み（案）／確保方策（案）

年度				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
港北区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	23,542	25,942	28,342	30,742	33,142	
		確保方策		23,542	25,942	28,342	30,742	33,142	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	62,567	67,901	73,235	78,568	83,902	
		確保方策		62,567	67,901	73,235	78,568	83,902	
	その他	量の見込み		計	43,419	47,197	50,975	54,753	58,530
				ウ	12,875	13,671	15,126	15,198	17,152
				エ	177	103	103	103	103
				オ	15,309	17,505	18,969	21,765	22,629
				カ	668	668	668	668	668
				キ	13,606	14,450	15,294	16,138	16,982
		クケ	0	0	0	50	150		
			784	800	815	831	846		
緑区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	13,155	13,722	14,289	14,856	15,423	
		確保方策		13,155	13,722	14,289	14,856	15,423	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	86,834	84,586	82,337	80,088	77,839	
		確保方策		86,834	84,586	82,337	80,088	77,839	
	その他	量の見込み		計	13,389	12,978	12,567	12,156	11,745
				ウ	2,749	2,211	1,674	1,136	598
				エ	10	10	10	10	10
				オ	4,253	4,253	4,253	4,253	4,253
				カ	480	480	480	480	480
				キ	5,396	5,513	5,630	5,747	5,864
		クケ	0	0	0	0	0		
			501	511	520	530	540		
青葉区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	34,370	32,453	30,536	28,619	26,702	
		確保方策		34,370	32,453	30,536	28,619	26,702	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	155,124	165,966	176,808	187,650	198,492	
		確保方策		155,124	165,966	176,808	187,650	198,492	
	その他	量の見込み		計	33,460	33,315	33,170	33,025	32,881
				ウ	10,685	10,730	10,772	10,815	10,859
				エ	0	0	0	0	0
				オ	13,597	13,547	13,499	13,449	13,399
				カ	595	595	595	595	595
				キ	8,188	8,041	7,894	7,748	7,602
		クケ	0	0	0	0	0		
			395	402	410	418	426		
都筑区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	23,106	23,808	24,510	25,212	25,914	
		確保方策		23,106	23,808	24,510	25,212	25,914	
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	97,932	92,687	87,442	82,197	76,952	
		確保方策		97,932	92,687	87,442	82,197	76,952	
	その他	量の見込み		計	26,682	24,674	22,666	20,658	18,650
				ウ	9,409	7,268	5,154	3,815	1,673
				エ	828	828	802	0	0
				オ	12,274	12,324	12,374	12,424	12,474
				カ	601	601	601	601	601
				キ	3,540	3,622	3,704	3,786	3,869
		クケ	0	0	0	0	0		
			30	31	31	32	33		

	年度			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			
		量の見込み									
量の 見込み (案) / 確保 方策 (案)	戸塚区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	21,545	22,188	22,831	23,474	24,117		
			確保方策		21,545	22,188	22,831	23,474	24,117		
		幼稚園(2号)	量の見込み	イ	111,192	111,563	111,935	112,307	112,679		
			確保方策		111,192	111,563	111,935	112,307	112,679		
		その他	量の見込み			計	20,413	20,755	21,097	21,438	21,779
			確保方策			ウ	11,095	9,715	8,106	6,424	5,343
						エ	410	410	410	410	410
						オ	5,349	6,813	8,277	10,041	11,205
						カ	167	167	395	395	395
						キ	3,257	3,513	3,769	4,025	4,281
						ク	0	0	0	0	0
						ケ	135	137	140	143	145
		栄区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	6,003	6,292	6,581	6,870	7,159	
確保方策				6,003	6,292	6,581	6,870	7,159			
幼稚園(2号)	量の見込み		イ	46,000	44,641	43,282	41,923	40,564			
	確保方策			46,000	44,641	43,282	41,923	40,564			
その他	量の見込み			計	9,479	8,351	7,223	6,095	4,967		
	確保方策			ウ	4,546	3,473	2,399	1,325	251		
				エ	0	0	0	0	0		
				オ	3,684	3,684	3,684	3,684	3,684		
				カ	136	136	136	136	136		
				キ	1,083	1,028	974	920	866		
				ク	0	0	0	0	0		
				ケ	30	30	30	30	30		
泉区	幼稚園(1号)		量の見込み	ア	8,460	7,503	6,546	5,589	4,632		
		確保方策		8,460	7,503	6,546	5,589	4,632			
	幼稚園(2号)	量の見込み	イ	52,783	50,128	47,473	44,818	42,163			
		確保方策		52,783	50,128	47,473	44,818	42,163			
	その他	量の見込み			計	13,870	15,070	16,270	17,470	18,669	
		確保方策			ウ	7,746	8,854	9,962	11,070	12,178	
					エ	0	0	0	0	0	
					オ	3,987	3,987	3,987	3,987	3,987	
					カ	634	634	634	634	634	
					キ	1,473	1,565	1,657	1,749	1,840	
					ク	0	0	0	0	0	
					ケ	30	30	30	30	30	
	瀬谷区	幼稚園(1号)	量の見込み	ア	19,248	17,505	15,762	14,019	12,276		
確保方策				19,248	17,505	15,762	14,019	12,276			
幼稚園(2号)		量の見込み	イ	71,565	68,305	65,045	61,785	58,525			
		確保方策		71,565	68,305	65,045	61,785	58,525			
その他		量の見込み			計	9,385	8,619	7,853	7,088	6,323	
		確保方策			ウ	3,086	2,321	1,557	1,230	466	
					エ	436	436	436	0	0	
					オ	5,216	5,216	5,216	5,216	5,216	
					カ	294	294	294	294	294	
					キ	323	322	320	318	317	
					ク	0	0	0	0	0	
					ケ	30	30	30	30	30	



保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」(案)及び「確保方策」(案)

事業区分	本市事業	指標 (単位)	区分	現 行 計 画 (点線 上段は計画値、下段は実績)					次 期 計 画					
				H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	
保育・教育に関する施設・事業	保育・教育基盤整備事業(2・3号)	必要利用 定員総数 (人)	量の見込み	64,106	67,443	69,713	72,217	74,693	77,591	79,607	81,623	83,639	85,631	
				64,587	69,077	72,557	75,272	77,101						
	確保方策		64,106	67,443	69,713	72,217	74,693	77,591	79,607	81,623	83,639	85,631		
			63,783	66,695	70,133	73,008	75,575							
保育・教育基盤整備事業(1号)	量の見込み	52,813	51,813	52,169	51,411	49,834	45,546	43,796	40,526	37,621	35,014			
		50,817	48,528	45,927	43,965	集計中								
確保方策	62,206	58,860	56,062	52,949	49,834									
	58,279	57,336	55,432	53,302	集計中									
利用者支援に関する事業	横浜子育てパートナー	実施 箇所数 (か所)	量の見込み	23	23	23	23	23	27	27	27	27	27	
				23	23	23	23	23						
	確保方策	18	19	20	21	23	23	24	25	26	27			
		18	18	20	21	21								
	保育・教育コンシェルジュ	実施 箇所数 (か所)	量の見込み	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	
				18	18	18	18	18						
	確保方策	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18			
		18	18	18	18	18								
母子保健コーディネーター(*)	実施 箇所数 (か所)	量の見込み	—	—	—	—	—	18	18	18	18	18		
			—	—	—	—	—							
確保方策	—	—	—	—	—	18	18	18	18	18				
	—	—	—	—	—									
時間外保育事業	延長保育事業(夕延長)	利用者数 (人/月)	量の見込み	11,402	14,350	16,729	19,687	22,643	6,816	7,190	7,563	7,937	8,310	
				6,775	6,323	6,087	6,069	6,069						
確保方策	11,402	14,350	16,729	19,687	22,643	6,816	7,190	7,563	7,937	8,310				
	6,775	6,323	6,087	6,069	6,069									
一時預かり事業、子育て 援助活動支援事業	幼稚園での一時預かり ア 1号認定利用 イ 2号認定利用	延べ利用 者数 (人/年)	量の見込み	554,519	561,438	568,348	593,474	616,749	285,230	285,979	286,728	287,477	288,227	
				(※)522,192	(※)541,479	(※)537,103	集計中	集計中						
			確保方策	554,519	561,438	568,348	593,474	616,749	285,230	285,979	286,728	287,477	288,227	
				522,192	541,479	537,103	集計中	集計中						
	延べ利用 者数 (人/年)	量の見込み	555,575	591,043	626,504	944,179	1,011,470	1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,388,278	1,415,580		
			(※)702,423	(※)790,263	(※)877,749	(※)971,372	(※)971,372							
	確保方策	555,575	591,043	626,504	944,179	1,011,470	1,306,372	1,333,674	1,360,976	1,388,278	1,415,580			
		702,423	790,263	877,749	971,372	971,372								
	その他 ウ 保育所での一時保育 エ 横浜保育室での一時保育 オ 乳幼児一時預かり事業 カ 親と子のつどいの広場での一時預かり キ 横浜子育てサポートシステム ク 24時間型緊急一時預かり ケ 休日一時保育	延べ利用 者数 (人/年)	確保方策	量の見込み	365,351	408,861	452,358	518,102	583,843	331,169	348,006	364,843	381,680	398,517
					(※)313,756	(※)315,111	(※)308,977	(※)300,905	(※)300,905					
				計	365,351	408,861	452,358	518,102	583,843	331,169	348,006	364,843	381,680	398,517
				ウ	207,567	251,717	292,248	342,880	408,189					
				エ	157,590	152,962	148,419	135,799	135,799	145,936	151,406	152,216	157,096	158,680
				オ	18,659	15,327	11,161	8,496	2,498					
				カ	9,722	7,731	4,657	3,828	3,828	2,970	1,942	1,916	526	526
				キ	79,788	79,788	83,448	91,789	95,366					
ク				82,914	87,304	85,150	88,124	88,124	106,335	115,851	129,029	139,445	151,721	
ケ				3,864	4,368	4,704	5,456	5,792						
キ				4,377	4,892	6,189	6,835	6,835	7,688	7,916	8,144	8,372	8,600	
ク				49,536	51,517	53,580	60,453	62,636						
ケ	53,791	55,767	57,935	59,401	59,401	64,566	67,149	69,732	72,315	74,898				
ク	2,628	2,628	3,504	3,684	3,863									
ケ	1,257	1,680	1,320	1,280	1,280	1,305	1,331	1,356	1,433	1,558				
ケ	3,309	3,516	3,713	5,344	5,499									
ケ	4,105	4,775	5,307	5,638	5,638	2,369	2,411	2,450	2,493	2,534				

※ 事業の性質上、量の見込み(ニーズ量)の実績値を正確に把握することが難しいため、利用実績等を記載しています。  
 \* 母子保健コーディネーターについては、現行計画策定後の平成29年7月から3区、30年度は6区(継続3区含む)においてモデル配置しています。



平成 31 年 4 月 23 日  
こども青少年局保育対策課

## 平成 31 年 4 月 1 日現在の保育所等利用待機児童数について

- 平成 31 年 4 月 1 日現在の待機児童数は、46 人となりました。
- 保育所等利用申請者数は過去最大の 69,708 人となりました。保育所等の利用児童数は 66,477 人で、1,854 人増加しました。なお、ご希望どおりの保育所等を利用できていない方は 3,231 人いらっしゃり、昨年同時期と比較して 151 人増加しました。
- 引き続き、待機児童数ゼロを目指し、地域の状況をより詳細に分析し、保育ニーズの高い地域を重点に、既存の資源を最大限活用するとともに、必要な施設・事業を整備するなど、地域の状況に応じた対策を今後も進めていきます。さらに、喫緊の課題である保育士不足について、保育士の採用、定着に係る取組の継続、充実を図ります。

### 1 待機児童数等の状況

#### (1) 待機児童数

(単位：人)

区分	29年4月	30年4月	31年4月	31年-30年
就学前児童数	182,511	178,905	175,243	▲ 3,662
保育所等利用申請者数(A)	65,144	67,703	69,708	2,005
利用児童数(B)	61,885	64,623	66,477	1,854
保留児童数(C) = (A) - (B)	3,259	3,080	3,231	151
横浜保育室等入所数(D)	896	788	774	▲ 14
横浜保育室・川崎認定保育園	491	338	219	▲ 119
幼稚園等預かり保育	54	47	92	45
事業所内保育施設・企業主導型保育事業	79	124	215	91
年度限定保育事業	129	166	169	3
一時保育等	143	113	79	▲ 34
育休関係(E)(*1)	413	458	797	339
求職活動を休止している方(F)(*2)	277	260	294	34
特定保育所等のみの申込者など(G)(*3)	1,671	1,511	1,320	▲ 191
待機児童数(H) = (C) - [(D)+(E)+(F)+(G)]	2	63	46	▲ 17

(\*) 補足説明

- \*1 育休関係：4月1日に育児休業を取得されている方のうち、復職の意思を確認できない方
- \*2 求職活動を休止している方：ご自身等でお子さんをみながら、インターネットなどを利用し、在宅で職を探している方
- \*3 特定保育所等のみの申込者など：1か所しか申し込んでいない方、2か所以上申し込んだにもかかわらず、第1希望等の保育施設しか利用を望んでいない方、申し込みをされた園や自宅の近くに利用可能で空きがある保育施設があるにも関わらず利用を希望されない方

## (2) 年齢別の待機児童数及び保留児童数の状況

待機児童・保留児童ともに低年齢児が全体の約9割を占めています。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
待機児童数	22人	16人	7人	1人	0人	0人	46人
	47.8%	34.8%	15.2%	2.2%	0.0%	0.0%	100.0%
保留児童数	585人	1,751人	602人	189人	79人	25人	3,231人
	18.1%	54.2%	18.6%	5.8%	2.4%	0.8%	100.0%

## (3) 選考基準別の待機児童数の状況

待機児童では、Aランクの方が最も多く、17人となっています。

	A	B	C	D	E	F	G以下	計
31年4月	17人	9人	10人	2人	3人	0人	5人	46人
	37.0%	19.6%	21.7%	4.3%	6.5%	0.0%	10.9%	100.0%

※ランクについては、12ページの参考資料4を参照ください。

## 2 30年度の取組

### (1) 受入枠拡大の取組

取組		30年度の成果
<b>I 保育所等の新設等による定員増</b>		
認可保育所		1,774人
横浜保育室の認可移行支援		149人
認定こども園		508人
地域型 保育事業	小規模保育事業	286人
	家庭的保育事業	6人
<b>II その他の取組</b>		
横浜保育室から小規模保育事業への移行による減		▲151人
私立幼稚園等預かり保育の拡充		88人
企業主導型保育事業		158人
合計		2,818人

#### ア 認可保育所の整備・拡充

保育所の整備・改修等により、認可保育所の定員増は1,774人(新規整備28か所、分園整備3か所等)となりました。

#### イ 認定こども園\*の整備

既存の幼稚園から認定こども園への移行を促進してきたことにより、認定こども園の定員増は508人(10か所)となりました。

\* 定員は、子ども・子育て支援法に基づく2号認定及び3号認定の子どもが対象です。

## ウ 低年齢児対策

### (ア) 小規模保育事業の推進

多様な主体の参入促進による小規模保育事業の整備・改修等を促進してきたことにより、小規模保育事業の定員増は286人（17か所）となりました。

### (イ) 年度限定保育事業の実施

保育所の空きスペースや余裕のある保育室を活用して、保育所等を利用できなかった1・2歳児を期間限定（1年度）で受け入れています。平成31年4月1日現在、1歳児124人、2歳児45人の児童が利用しています。

## エ 幼稚園等預かり保育の拡充

多様な保育ニーズへの対応を図るため、幼稚園等預かり保育の実施支援を行い、新たに5園64人の受入枠を拡大しました。実施園数は幼稚園・認定こども園全体の6割を超えています。

また、幼稚園の教育資源を活用した、2歳児を対象とした長時間を受け入れをモデル実施し、2園24人の受入枠を拡大しました。

### (2) 保育・教育コンシェルジュによる相談支援

保育・教育コンシェルジュは、保育ニーズと保育サービス等を適切に結びつけることを目的に、保育を希望する保護者の方の相談に応じ、認可保育所のほか、横浜保育室や一時預かり事業、幼稚園預かり保育などの保育サービス等について情報を提供しています。現在は各区のこども家庭支援課に1～5人、合計38人配置しています。

### (3) 保育士等の確保

保育施設の整備とともに、保育士の確保が喫緊の課題となっています。関係機関との連携を図りながら、次の取組を実施しました。

## ア 保育士宿舍借上げ支援事業

保育所等を運営する民間事業者が保育士の確保や離職防止のために保育士用の宿舍を借り上げる際に必要な経費の助成を行っています。273法人に対し、2,502戸分の交付決定を行いました。

## イ 保育士・保育所支援センター

神奈川県、政令市等による「かながわ保育士・保育所支援センター」の共同運営を実施しています。保育士の就職相談、就職先の紹介等を行い、市内保育施設に71人の方が採用となりました。

## ウ 保育士就職支援講座・就職面接会

横浜市私立保育園園長会・ハローワーク等関係団体と連携しながら、潜在保育士や保育士試験合格者等を対象とした「保育士就職支援講座」（5回）、「就職面接会」（5回）を開催し、18人の方が採用に結び付けました。

## エ 保育士確保コンサルタント派遣事業

保育士の採用、定着に対して不安を抱える園に対し、スタートアップセミナーを開催するとともに、保育士の確保に関するコンサルタントを派遣し、園の課題に気づききっかけ作り、また、その課題に対する助言等を行っています。30年度は17法人24施設に対して派遣を行いました。

## オ 保育所見学会

保育士養成施設の学生等に市内保育施設で就職してもらうための保育所見学会（8回）を実施しました。

## カ 保育士の子どもへの優先的取扱い

31年4月に向けて、保育所の利用調整における保育士の子どもへのさらなる優先的取扱いを実施しました。

## キ よこはま保育士就労促進キャンペーン

「よこはま保育士就労促進キャンペーン」（30年12月～31年3月）として、養成施設の学生や潜在保育士等へのPR強化、保育施設見学の積極的受入や就職支援講座、就職面接会の集中的開催など、保育四団体と協力して保育士確保に取り組みました。

## ク 処遇改善

国の公定価格における処遇改善等加算Ⅱと併せて、経験年数7年以上の全ての保育士等に月額4万円の処遇改善ができるよう独自助成を実施しました。

## ケ その他

市内保育所等で従事する意向のある保育士養成施設卒業予定者に対する修学資金の貸付、及び市内保育所等に従事することが決定した潜在保育士に対する就職準備金の貸付を実施しました。また、保育士資格の取得を目指す市内保育施設従事者に対する保育士試験直前対策講座を開催しました。

## (4) 質の確保

監査や運営指導に加え、重大事故防止のための助言、指導や、研修の実施による保育士等の人材育成など、保育の質の維持・向上に取り組みました。

## ア 園外研修の実施

保育士等の専門性の向上やキャリアアップを支援するため、保育士の経験年数に応じた研修や障害児対応、食物アレルギー対応などの課題別の研修等を開催しました。

また、処遇改善の要件となる保育士等キャリアアップ研修を開催しました。そのほか、新設する保育所等の施設長・保育士等を対象に、開設前研修を開催しました。

（全56講座 参加人数12,333人）

## イ 園内研修・研究の推進

それぞれの園内で研修・研究を円滑に行えるよう、新設の保育所等に保育園長経験者をサポーターとして7名派遣、79園に206回訪問し、自園での質向上の取組を支援しました。そのほか、各園で中心となって効果的な園内研修を企画・実施できる人材を養成するための講座を開催しました。

## ウ 巡回訪問による助言・指導

保育の質を確保し、保育中の重大事故等を防止するために、保育の実施状況を確認し、助言・指導を行う巡回訪問を225園に実施しました。

## エ 組織マネジメント講習の実施

より良い施設運営・法人運営に向け、施設長や運営法人の管理責任者を対象に、マネジメント講習を合計9回行い、のべ811人が参加しました。

### 3 認可保育所等の年齢別の定員外入所・定員割れの状況

認可保育所及び幼保連携型認定こども園 834 園のうち、386 園（2,439 人）で定員外入所を実施している一方、388 園（2,432 人）で定員割れが生じています。

新設保育所の4・5歳児枠については、新規利用を希望される方がほとんどなく、2歳、3歳の在籍児童が進級後には埋まる枠であるため、開所後2年間は、定員割れの算定から除いています。

		定員外入所数			定員割れ人数		
		30年4月 (A)	31年4月 (B)	差引 (B-A)	30年4月 (A)	31年4月 (B)	差引 (B-A)
施設数		356園	<b>386園</b>	30園	319園	<b>388園</b>	69園
人数		2,597人	<b>2,439人</b>	▲158人	1,885人	<b>2,432人</b>	547人
内 訳	乳児(0~1歳)	637人	<b>574人</b>	▲63人	538人	<b>817人</b>	279人
	幼児(2~5歳)	1,960人	<b>1,865人</b>	▲95人	1,347人	<b>1,615人</b>	268人

(市外のお子さんも含む。新設保育所の4・5歳児枠については、算定から除く。)

## 4 31年度の取組

### (1) 受入枠の拡大

大規模な宅地開発などにより保育ニーズが高まっている地域では、整備が進まない、または、整備が追いつかないため、保留児童数が増えています。こうした地域を「整備が必要な地域」に指定し、重点的に認可保育所や小規模保育事業等を整備し、市全体で2,289人の受入枠拡大を図ります。

なお、少し先を見据え、工期や保育士確保の面で十分な準備期間を確保する必要性から、内装整備費補助事業の募集に先駆けた重点相談を引き続き実施します。

取 組		31年度予算
<b>I 保育所等の新設等による定員増</b>		
認可保育所		1,657人
横浜保育室の認可移行支援		118人
認定こども園		225人
地域型 保育事業	小規模保育事業	211人
	家庭的保育事業	10人
<b>II その他の取組</b>		
横浜保育室から小規模保育事業への移行による減		▲91人
私立幼稚園等預かり保育の拡充		100人
企業主導型保育事業		59人
合 計		2,289人

### (2) 既存資源の活用

子ども・子育て支援新制度の施行を踏まえ、既存資源を活用していくことで、多様化する保育ニーズにきめ細かく対応していきます。また、小規模保育事業の卒園児の進級先となる連携施設の確保を推進します。

**ア** 開所後2年以内の新設保育所では、4・5歳の新規利用者が極端に少ないため、このスペース等を活用し、保育所を利用できなかった1・2歳児を、期間限定（1年度）で受け入れます。併せて、新設保育所以外で定員に空きがある保育所の有効活用も進めていきます。

**イ** 多様な保育ニーズへの対応を図るため、幼稚園・認定こども園での預かり保育の充実を図るとともに幼稚園で2歳児を受け入れる新規モデル実施園の拡大を進めます。

**ウ** 保育・教育コンシェルジュによるきめ細かい保育サービスの相談を行い、認可保育所の代替保育サービス（横浜保育室、一時保育、乳幼児一時預かり等）を案内するとともに、広報も積極的に進めていきます。



### (3) 更なる保育士確保の取組

今後さらに保育士確保が困難な状況になることが想定されます。

養成校の卒業予定者、潜在保育士、資格取得者など一人でも多くの保育士の方に、市内保育施設に従事していただけるよう、保育士の採用、定着に係る取組の継続、充実に努めます。

#### 【採用にかかる取組】

##### ア 修学資金貸付事業

市内保育所等に従事する意向のある保育士養成施設卒業予定者に対して、修学資金の貸付を実施します。(貸付対象数：50人)

##### イ 保育士・保育所支援センター

神奈川県、政令市等による「かながわ保育士・保育所支援センター」の共同運営を実施します。

##### ウ 保育士就職支援講座・就職面接会

ハローワークと連携し、潜在保育士等を対象とした「保育士就職支援講座」、「就職面接会」を開催します。(年3回)

##### エ 保育所見学会

保育士養成施設の学生等を対象に市内保育施設の現場を知ってもらう機会として、保育所見学会を実施します。



<保育所見学会の様子>

##### オ 保育士試験直前対策講座

保育士資格の取得を目指す市内保育施設従事者に対する保育士試験直前対策講座を開催します。(年3回)

##### カ その他

市内保育所等に従事することが決定した潜在保育士に対する就職準備金の貸付を実施します。

また、新たに保育関係団体が独自で行う人材確保に関する取組への補助や、保育士資格の取得を目指す市内保育施設従事者に対して、養成校受講料等の補助を実施します。



<保育士試験直前対策講座の様子>

#### 【定着にかかる取組】

##### ア 保育士宿舎借上げ支援事業【拡充】

保育所等を運営する民間事業者が保育士用の宿舎を借り上げる際に必要な経費の助成を行います(申請見込件数：2,894戸)

<補助実績>

平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
519戸	893戸	1,000戸	1,809戸	2,502戸

## イ 処遇改善

国の公定価格における処遇改善等加算Ⅱと併せて、経験年数7年以上の全ての保育士等に月額4万円の処遇改善を継続で実施します。

## ウ 保育士確保コンサルタント派遣事業

保育士の採用、定着に対して不安を抱える園に対し、保育士の確保に関するコンサルタントを派遣し、園の課題に気づくきっかけを与え、その課題に対しての助言等を行います。(30施設)

## エ 組織マネジメント講習の実施

より良い施設運営・法人運営に向け、施設長や運営法人の管理責任者を対象に、マネジメント講習を実施します。(21回開催予定)

## (4) 質の確保

保育の質の維持・向上を図るため、横浜で育てたい子ども像と保育・教育の方向性を示します。また、研修の実施によるスキルアップを支援し、保育士の人材育成を図るほか、監査の実施や運営指導を強化していきます。

## ア 「横浜こども指針（仮称）＊」の策定【新規】

横浜で育みたい子ども像と保育・教育の方向性を示す「横浜こども指針（仮称）」を学識経験者や保育・教育関係者等の助言を受け、策定します。

＊「横浜こども指針（仮称）」は「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改定（訂）の趣旨を踏まえた質の高い保育・幼児教育が実施されるよう、市として保育で大切にしたいことを示し、保護者と保育者が共通の理解をもって保育・幼児教育に取り組めるようにするもの。

## イ 園内研修・研究サポーターの派遣

それぞれの園内で研修・研究を円滑に行えるよう、新設の保育所全園等を対象に保育園や幼稚園の園長経験者をサポーターとして派遣します。

(サポーター人数10名、対象園63園、189回訪問予定)

## ウ 園内研修・研究を推進する人材育成【拡充】

各園で中心となって効果的な園内研修を企画・実施する人材を養成するための講座を引き続き開催するほか、園内研修の実施がさらに進むよう施設長向けの講座も新たに実施します。(全59講座 定員16,337人予定)

## エ 巡回訪問による助言・指導

保育の質を確保し、保育中の重大事故等を防止するために、保育の実施状況を確認し、助言・指導を行う巡回訪問を拡充します。

## オ 組織マネジメント講習の実施【再掲】

より良い施設運営・法人運営に向け、施設長や運営法人の管理責任者を対象に、マネジメント講習を実施します。(21回開催予定)

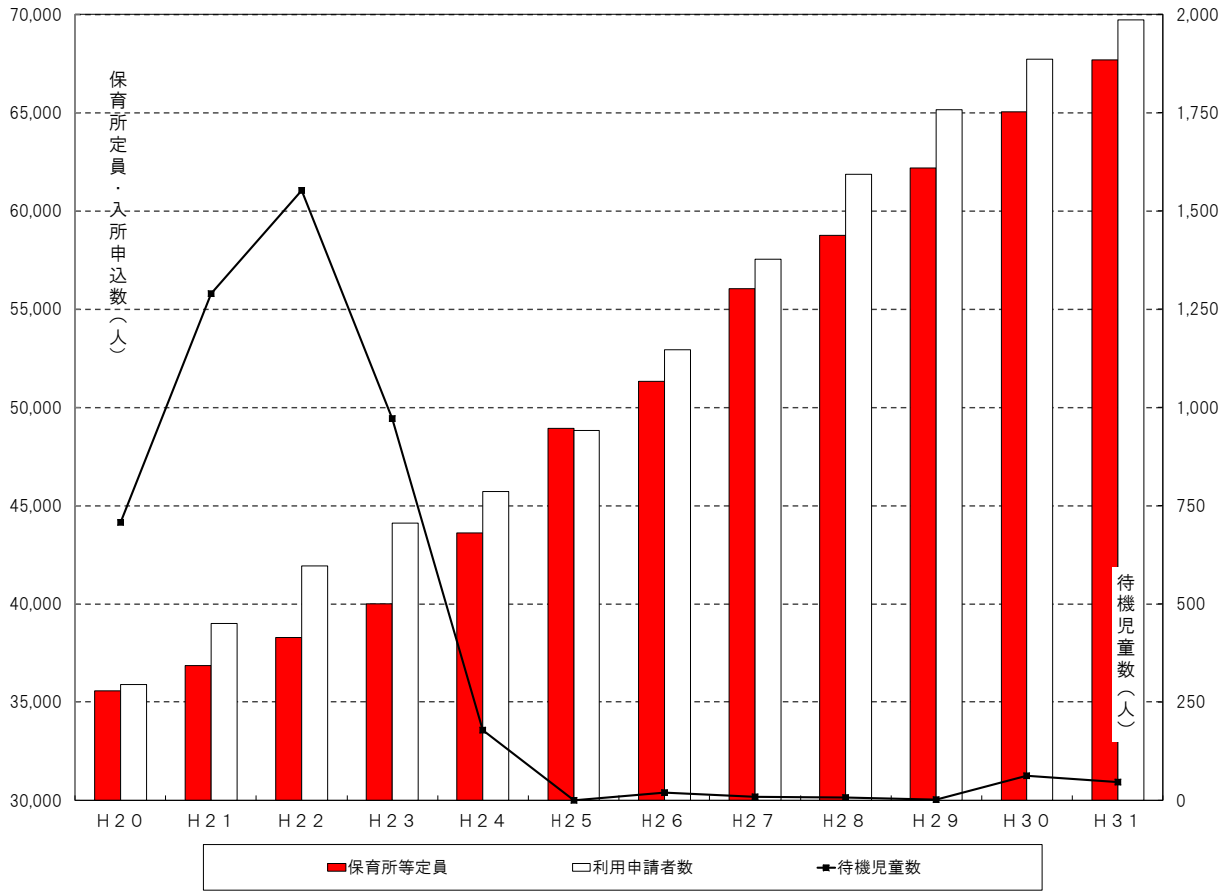
平成 31 年度 区別保育所等の待機状況 —平成 30 年度との比較—

1

区 名	平成30年4月1日現在						平成31年4月1日現在					
	就学前 児童数 (人)	施設数 (か所)	定員数 (人)	利用 児童数 (人)	保留 児童数 (人)	待機児童 総数 (人)	就学前 児童数 (人)	施設数 (か所)	定員数 (人)	利用 児童数 (人)	保留 児童数 (人)	待機児童 総数 (人)
鶴見	15,826	86	6,105	6,403	246	6	15,461	97	6,474	6,755	190	5
神奈川	11,612	73	4,780	4,765	199	5	11,440	78	5,049	4,987	229	2
西	4,834	31	1,617	1,683	139	7	4,859	36	1,809	1,810	83	3
中	6,352	39	2,122	2,073	146	4	6,150	42	2,165	2,155	134	3
南	7,986	43	2,687	2,880	192	3	7,764	45	2,854	2,927	206	2
港南	8,894	55	3,688	3,352	94	1	8,671	57	3,758	3,429	97	0
保土ヶ谷	8,993	50	3,441	3,306	196	3	8,770	52	3,549	3,407	158	2
旭	10,749	60	3,712	3,726	107	4	10,555	60	3,756	3,794	207	3
磯子	8,097	40	2,668	2,969	202	4	7,936	44	2,856	3,022	125	0
金沢	8,311	42	3,029	3,123	141	2	8,089	45	3,138	3,143	105	0
港北	19,020	114	7,450	7,598	507	15	18,898	123	7,956	7,959	557	18
緑	9,054	57	3,389	3,237	153	0	8,913	59	3,490	3,342	126	0
青葉	15,299	80	4,998	4,845	143	3	14,850	84	5,150	4,942	184	4
都筑	12,216	62	4,114	3,745	135	0	11,770	63	4,199	3,765	97	0
戸塚	14,203	75	5,073	5,020	268	4	14,296	79	5,232	5,134	471	3
栄	5,074	23	1,582	1,654	67	0	4,905	24	1,593	1,639	85	0
泉	6,890	44	2,895	2,557	59	0	6,637	44	2,942	2,620	85	0
瀬谷	5,495	31	1,706	1,687	86	2	5,279	31	1,719	1,647	92	1
合計	178,905	1,005	65,056	64,623	3,080	63	175,243	1,063	67,689	66,477	3,231	46

## 参考資料 2

### 待機児童数等の推移



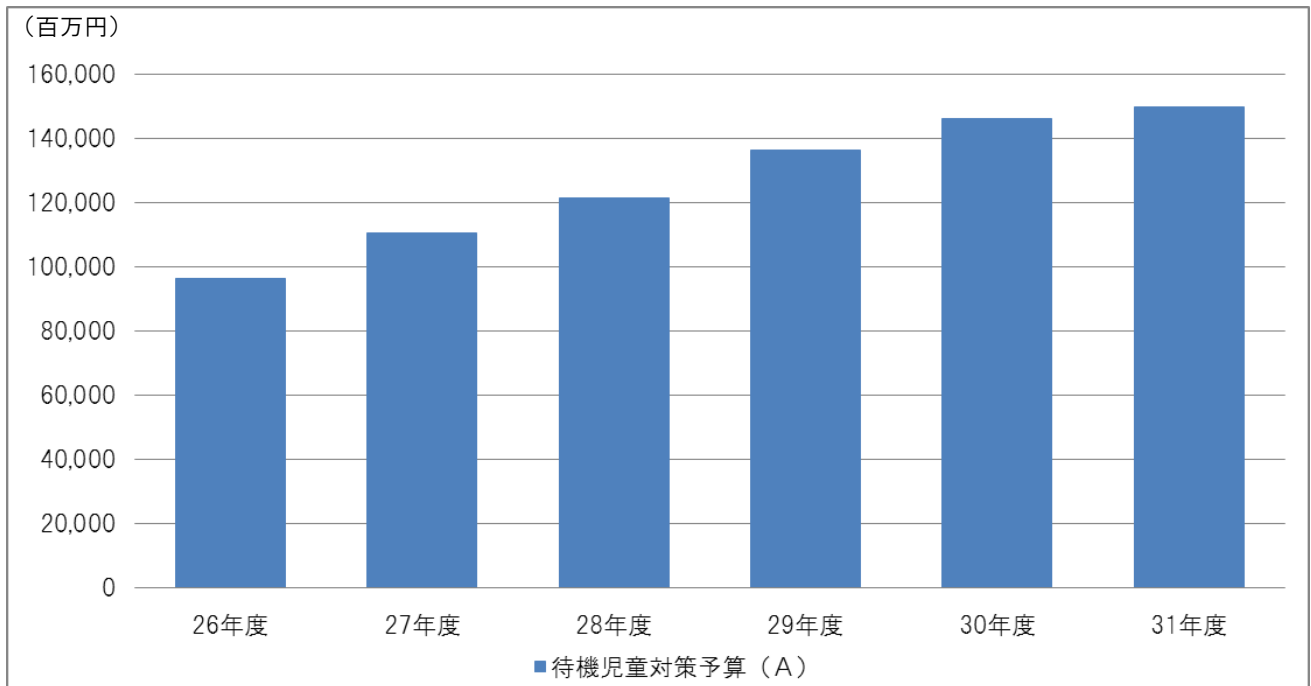
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
保育所等施設数	402	420	436	459	507	580	611	797	868	938	1,005	1,063
保育所等定員	35,582	36,871	38,295	40,007	43,607	48,916	51,306	56,022	58,754	62,181	65,056	67,689
就学前児童数 (A)	195,898	194,638	193,584	192,861	191,770	190,106	188,540	187,595	185,564	182,511	178,905	175,243
利用申請者数 (B)	36,573	39,948	41,933	44,094	45,707	48,818	52,932	57,526	61,873	65,144	67,703	69,708
申請率 (B/A)	18.7%	20.5%	21.7%	22.9%	23.8%	25.7%	28.1%	30.7%	33.3%	35.7%	37.8%	39.8%
利用児童数	34,249	36,652	38,331	40,705	43,332	47,072	50,548	54,992	58,756	61,885	64,623	66,477
保留児童数	2,324	3,296	3,602	3,389	2,375	1,746	2,384	2,534	3,117	3,259	3,080	3,231
待機児童数	707	1,290	1,552	971	179	0	20	8	7	2	63	46

※平成27年4月から保育所・認定こども園のほか、地域型保育（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育）を含む。  
 ※国の調査要領が改正され（育休関係）、待機児童数については、平成30年4月から新定義で集計を行っています。

## 参考資料 3

### 平成 26 年度から 31 年度の待機児童対策予算の変遷

- ・ 5 年間で、一般会計予算に占める待機児童対策予算（保育所等運営費を含む）は、6.8パーセントから8.5パーセントへ、1.7ポイント拡大。



(単位：百万円)

年度 (当初予算額)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
待機児童対策予算 (A)	96,466	110,659	121,544	136,166	146,229	149,869
うち保育所等運営費予算	80,201	96,383	107,953	122,633	133,525	137,198
横浜市一般会計予算 (B)	1,418,208	1,495,465	1,514,316	1,645,892	1,730,007	1,761,506
(A) / (B)	6.8%	7.4%	8.0%	8.3%	8.5%	8.5%

※27 年度以降、予算 (A) は、保育所・認定こども園のほか、地域型保育（家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業）の経費を含めています。

## 参考資料 4

### 利用調整の優先順位

(基準の考え方)		
※ ランクは、A B C D E F G H I の順に利用調整の順位が高いものとします。		
※ 父、母でランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。		
※ 障害児・児童福祉の観点から保育が必要な児童については、この利用調整基準を基に別途に利用調整します。		
※ 利用調整に当たっては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づきA～Iの順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育が必要な程度を判断し、利用調整の順位を判断します。		
※1 「11 その他」のランクは当該児童・世帯の状況に応じて別途判断します。		
父・母が保育できない理由、状況		ランク
1 (1) 居宅外労働 (外勤・居宅外自営)	月 20 日以上かつ就労時間 1 週 40 時間以上の労働に従事している。	A
	月 20 日以上かつ就労時間 1 週 35 時間以上 40 時間未満の労働に従事している。	B
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 24 時間以上の労働に従事している。	C
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 16 時間以上 24 時間未満の労働に従事している。	D
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 28 時間以上の労働に内定している。	E
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 16 時間以上 28 時間未満の労働に内定している。	F
1 (2) 居宅内労働 (内勤・居宅内自営)	月 20 日以上かつ就労時間 1 週 40 時間以上の労働に従事している。	B
	月 20 日以上かつ就労時間 1 週 35 時間以上 40 時間未満の労働に従事している。	C
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 24 時間以上の労働に従事している。	D
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 16 時間以上 24 時間未満の労働に従事している。	E
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 28 時間以上の労働に内定している。	F
月 16 日以上かつ就労時間 1 週 16 時間以上 28 時間未満の労働に内定している。	G	
2 産前産後	出産又は出産予定日の前後各 8 週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する。	G
3 (1) 病気・けが	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。	A
	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合。	C
	通院加療を行い、月 16 日以上かつ 1 週 16 時間以上の安静が必要で保育が困難な場合。	E
3 (2) 障害	身体障害者手帳 1～2 級、精神障害者保健福祉手帳 1～2 級、愛の手帳（療育手帳）の交付を受けていて、保育が常時困難な場合。	A
	身体障害者手帳 3 級又は精神障害者保健福祉手帳 3 級の交付を受けていて、保育が困難な場合。	B
	身体障害者手帳 4 級の交付を受けていて、保育が困難な場合。	E
4 親族の介護	臥床者・重症心身障害児（者）、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 20 日以上かつ 1 週 40 時間以上保育が困難な場合。	A
	重度障害児（者）、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 20 日以上かつ 1 週 40 時間以上保育が困難な場合。	B
	病人や障害児（者）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 16 日以上かつ 1 週 28 時間以上保育が困難な場合。	C
	病人や障害児（者）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 16 日以上かつ 1 週 16 時間以上 28 時間未満保育が困難な場合。	F
5 災害の復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。	A
6 通学	就職に必要な技能習得のために 1 日 4 時間以上かつ月 16 日以上職業訓練校、専門学校、大学などに通っている。	E
7 求職中	求職中。	H
8 ひとり親世帯等	ひとり親世帯等において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合。	A
9 保育士	世帯において、「保育士資格を保有する保護者が、市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業で、月 20 日以上かつ 1 週 35 時間以上保育業務に従事する又は内定している（派遣職員は除く）」場合（市外在住は除く）。	A
10 市外在住	横浜市外に在住している場合（転入予定者は除く）。	I
11 その他	児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育の必要性の緊急度が高いと判断した場合。	※1



<b>お問合せ先</b>		
こども青少年局保育対策課長	片山 久也	Tel 045-671-3955